

技術協力専門家派遣

専門家の派遣は、開発途上国からの要請に基づいて専門家を派遣し、要請された各種の分野で相手国の実情に適した技術や知識を伝え、人づくり、制度づくり、国造りに貢献するもので、技術協力の最も基本的かつ重要な形態のひとつです。

専門家派遣は派遣方式により、プロジェクト方式技術協力、開発協力などに関連して行われるものと、開発途上国または国際機関からの個々の要請に基づいて専門家を派遣するものがあり、後者を一般に個別専門家派遣と呼んでいます。

個別専門家は、通常、開発途上国の政府関係の行政、研究、教育・訓練機関などに配属され、それらの機関で、相手国側の行政担当者、研究者、技術者など（カウンターパートと呼ぶ）に対して助言や指導を行うもので、たとえば、政策決定に対する助言や共同研究・教育・訓練などの指導、機械・施設の運用・保守管理の指導などを行っています。

また、国際機関の要請に基づいて派遣される個別専門家は、国際機関の本部やプロジェ

クトで活動しています。

個別専門家の特徴

個別専門家の大きな特徴としては、活動分野がきわめて多岐にわたっている点、機構、制度の整備など国造りに直接協力し得る点、他の経済・技術協力事業との関連が密接である点などがあげられます。

特に近年の特徴としては、農業省、公共事業省などの事業官庁における具体的政策決定にかかわる専門家はもちろんのこと、総理府、大蔵省などの官房部門での政策助言型の専門家に対するニーズが大きく増加していることがあげられます。これらのニーズに対応するためにはリクルート体制の整備も必要となりますが、専門家派遣事業の新しい展開として期待の大きな分野です。

人造りの中核事業として拡大

専門家派遣事業では、1955年度、コロンボ・プランに基づいて東南アジア5カ国に28人の専門家を派遣して以来、1996年度までに2万1110人を一部先進国を含む世界各国に派遣しました。1996年度は、前年度からの継続者を含め1807人の専門家を派遣しました。1996年度に新規に派遣した個別専門家（1005人）の派遣地域の内訳は、

- ①アジア : 563人 (56.0%)
- ②中近東 : 101人 (10.0%)
- ③アフリカ : 48人 (4.8%)
- ④中南米 : 195人 (19.4%)
- ⑤大洋州 : 20人 (2.0%)



個別専門家チーム派遣によるザンビアの水産養殖プロジェクト

⑥ヨーロッパ : 41人 (4.4%)

⑦国際機関 : 34人 (3.4%)

となっています。これらの専門家の指導分野は、農業、鉱工業、運輸、電気・通信、原子力、電子工学などの技術から、経済開発、環境対策に至る広範なものとなっています。

専門家の派遣は、従来、関係省庁、地方公共団体、大学、民間企業などに適任者の推薦を依頼して、その推薦に基づいて決定されるのが一般的でした。しかし、近年、開発途上国からの要請内容の多様化にともなって、JICAが独自に確保している専門家である国際協力専門員やジュニア専門員、JICA国際協力総合研修所に登録されている専門家候補者などを選考のうえ、専門家として派遣する事例が増えています。

個別専門家派遣の種類

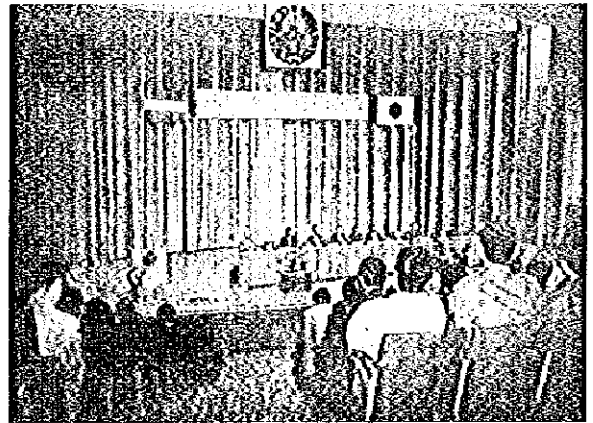
個別専門家は、派遣目的、派遣期間、協力内容によって区分されますが、大別すると二国間方式と多国間方式に分けられます。

二国間方式

開発途上国政府からの個別の要請に基づいて派遣するもので、1996年度は1715人（継続744人、新規971人）の専門家を派遣しました。このなかには、開発途上国からのさまざまな要請に的確に応えるための次のような特別な計画に基づいて派遣される専門家も含まれています。

1. 重要政策中枢支援協力

旧社会主義国を対象として、旧政治体制からの脱却と市場経済化のための知的支援を行うもので、1995年度から制度化されました。財政・金融政策や人的資源開発など



ウズベキスタン重要政策中枢支援派遣専門家が開催したセミナー

国の根幹をなす重要な政策や法制度づくりに対しての支援を行い、またそれを担う人材の育成を目的としています。1996年度は、インドネシア、ポーランド、ウズベキスタンに対して12人の専門家を派遣しました。

2. 研究協力

わが国と開発途上国の研究者が、その国の社会、経済の発展に役立つ課題について共同研究を行うもので、1977年度から開始され、1996年度はエジプトの地震学、タイの軟弱地盤対策に関する研究など13カ国17課題について110人（継続30人、新規80人）の専門家を派遣しました。

3. 個別専門家チーム派遣

個別専門家をチームで派遣して特定の技術テーマに関する助言や指導を行うもので、1989年度に開始しました。1996年度は、インドネシアの東部地域開発政策確立・実施支援、ブラジルの労働衛生科学技術支援など15カ国26課題について108人（継続42人、新規66人）の専門家を派遣しました。

4. 再活性化協力

技術力や資金の不足によって十分に活用されていない施設・機材の再活性化を図るとともに、保守・管理に必要な技術指導を

行うもので、1996年度は、メキシコ、カンボディアなど5カ国5課題について専門家14人（継続6人、新規8人）を派遣しました。

5. 民間技能者派遣

造船、鉄鋼、機械などの民間企業の技能者を開発途上国の政府関係機関、公営企業などに派遣して技術指導を行うと同時に、わが国の企業の国際化に対応した技術者の職業能力の開発を目的とするもので、雇用促進事業団との共同事業として1987年度に開始しました。1996年度は、前年度からの継続者も含めて、インドネシア、ジョルダンなど5カ国に37人（継続21人、新規16人）の専門家を派遣しました。

多国間方式

国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）などの国際機関からの要請に基づいて派遣するもので、1996年度は23の国際機関に92人（継続58人、新規34人）の専門

家を派遣しました。

このほかにも、専門家を日系社会に派遣し、現地の日系人を通じて現地のニーズを的確に把握し、草の根レベルから地域全体に技術を浸透させる日系社会専門家や、わが国の協力をより効果的に実施し、かつ南南協力を支援するために開発途上国の専門家を活用する第三国専門家制度があります。これらの制度を活用して1996年度には日系社会専門家8人、第三国専門家15人を派遣しました。

調査団派遣

上記の個別専門家派遣を効果的に、また円滑に実施するため、次のような調査を行っています。

事前調査

専門家派遣に先立ち、要請の背景、技術移転計画、指導内容、現地事情などを調査するもので、1996年度はこのため調査団を22チーム派遣しました。

民間セクターアドバイザー専門家派遣

—政府と経済界が連携して行う専門家派遣—



インドシナ、中央アジア、中東、アフリカ諸国は安定的な経済成長を図るため市場経済化を推進しています。近年、これらの国では、輸出振興、投資促進、国営企業の民営化、産業構造の再編成などの分野で、民間の知識と経験に基づいた助言を求める声が高まってきています。

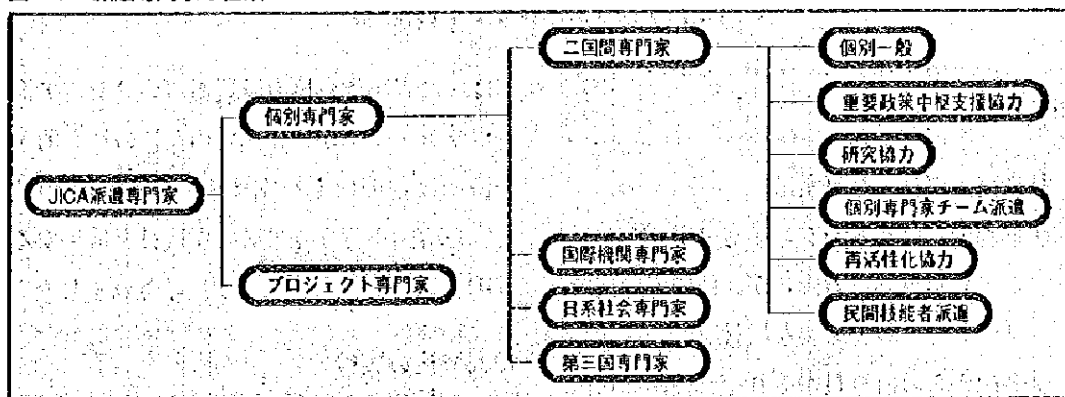
このようななか、第2次世界大戦後の経済復興と高度成長を

達成したわが国に対し、その経験によって養われた知見とノウハウを持つ専門家の派遣が期待されています。

一方、近年の国際協力に対する意識の高まりを背景に、わが国経済界でも、これら開発途上国支援に貢献するため積極的に政府との連携を求める動きが出ています。このような民間側の自主的な人材派遣構想と連携し

て、民間の卓越した人材をアドバイザーとして相手国の政府関係機関や国営企業に派遣し、これらの開発途上国への支援を強化することを目的として、1997年度から「民間セクターアドバイザー専門家」派遣のための予算が認められ、政府と経済界が連携する新しいタイプの協力活動が動き出しました。

図2-6 派遣専門家の種類



調査・指導

派遣中の専門家が任国で直面している業務、生活上の諸問題について調査・指導を行うもので、1996年度は13チームを派遣しました。

技術協力機材供与

事業の概要

技術協力機材供与事業は、

①個別派遣専門家やシニア海外ボランティア、青年海外協力隊員が、任国での技術活動を行う際に必要な機材

②各国からの研修員がそれぞれの国に帰国し、日本での研修によって習得した技術を現地で普及させるために必要な機材

を供与することを目的としています。

また、これらの技術協力に必要な技術文献(英語)、ビデオ教材(英語、フランス語、スペイン語、アラビア語)の供与も行っています。このように人と物(機材)と情報(文献、ビデオ教材)を有機的に組み合わせることによって、技術協力の効果をいっそう高めることをねらいとしており、無償資金協力やプロジェクト方式技術協力による機材供与と区別するため、単独機材供与とも呼ばれています。

この事業は、1964年度、JICAの前身である旧海外技術協力事業団(OTCA)が5000万円の予算で開始しました。この事業に対する開発途上国の要請は事業開始当初から強く、初年度には予算額を大幅に上回る40件、約1億5000万円の要請がありました。その後、事業の趣旨が広く知られるとともに、専門家派遣事業などほかの事業の拡大と軌を一にして供与額は急増しました。一方、質的にも大幅に改善され、1970年度からは、フォローアップ業務として機材の部品の供与と機材修理調査団の派遣を開始、1974年度からは、機材据え付け調査団の派遣が開始されました。1995

年度には青年海外協力隊員あるいはシニア海外ボランティアが、任国での女性の社会的・経済的役割の向上を支援するWID関連の技術協力活動を行う際に必要な機材を供与するWID関連特別機材の供与が開始されました。

1996年度の実績

機材供与事業の内容と1996年度の実績は以下のとおりです。

機材供与

1. 一般単独機材供与

1件当たり1000万円から1億円の機材供与で、36カ国、47件、13億4700万円。

2. 小規模単独機材供与

1件当たり1000万円以下の機材供与で、20カ国、29件、1億8500万円。

3. WID関連特別機材供与

1件当たり1000万円以下の機材供与で、17カ国、26件、1億1400万円。

機材供与関連調査団

1. 機材据え付け調査団の派遣(21件、37人)

2. 修理調査団の派遣(4件、9人)

実施計画調査

要請のあった機材の使用目的、仕様の詳細、付属品や消耗品の内容調査で、13カ国、7件、17人。

文献供与

技術協力に必要な外国語による文献・視聴覚機材(ビデオ教材)の供与では、視聴覚情報5679万円、文献資料1830万円。

青年海外協力隊

協力隊のあらまし

青年海外協力隊 (Japan Overseas Cooperation Volunteers : JOCV) 事業は、開発途上国の要請に基づいて、それらの国々の経済・社会の発展に協力したいという青年の海外での活動を助成し、促進するものです。

青年海外協力隊員は、原則として2年間開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活と労働をともにしながら、協力活動を行っています。協力分野は、農林水産や土木建築のほか、電気・電子機器の保守、理数科教育、保健衛生、日本語教育、システムエンジニア、考古学、スポーツなど多岐にわたっています。

この事業は1965年に創設され、同年度に第1次隊26人がラオスなど4カ国に派遣されて以来の実績があります。

1996年度には56カ国に970人が新規に派遣され、1997年3月末日現在、派遣中の隊員数は2303人（一般隊員などの継続者と新規派遣者を含む合計人数）で、累計では1万6651人の隊員が派遣されています。

なお、上記隊員数には、一般隊員、シニア隊員、短期緊急派遣隊員、調整員（JICAの体験調整員を除く）が含まれています。

1996年度には、チリ、パラオとの間に新たに派遣取極が締結され、1997年3月末日現在日本と取極めを交わした国は67カ国になっています。

隊員には、一般隊員とシニア隊員とがあります。シニア隊員とは、帰国した一般隊員でシニア試験を受験し合格した人のなかから、

受入国の要請に合わせ、再度派遣されるものです。このほか国連からの要請に基づき、協力隊員の経験者を国連ボランティアとして派遣する事業も行っています。

こうした事業の推進のため、青年海外協力隊事務局では次のような業務を行っています。

募集から派遣まで

隊員の募集・選考

隊員の募集は、全国の都道府県、市町村、民間諸団体の協力を得て、年2回、春と秋に実施しています。1996年度の春募集では、全国246会場で説明会を開催し、参加者1万5503人、応募者4745人、秋募集では251会場の説明会に1万4842人が参加、応募者は4971人にのぼっています。

選考は筆記試験（第1次選考）と面接・健康診断（第2次選考）によって行われ、筆記試験は、適性テスト、英語、技術となっています。

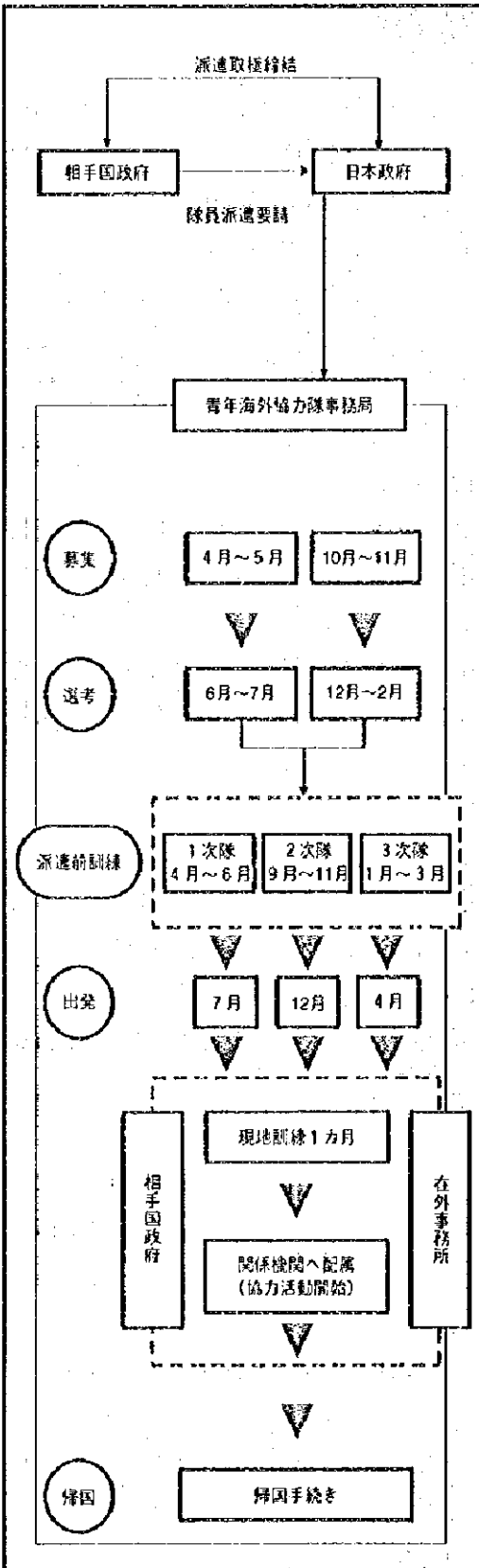
春の合格者は523人、秋は573人で、1996年度合格者総数は1096人でした。

派遣前訓練

合格者は、隊員候補生として約80日間の派遣前合宿訓練を受けます。訓練の内容は主に、

- ①派遣国の経済・社会・文化事情、国際情勢、異文化理解などの教養
- ②健康状態の把握と体力増進のための保健衛生
- ③隊員としての心構えや交通安全など、開発途上国での生活に必要な知識・技術
- ④語学

図2-7 青年海外協力隊派遣システム



の4項目です。語学は英語、フランス語、スペイン語のほか、スワヒリ語、ネパール語など現地語も含め19言語の講座を設けています。

訓練は、東京都渋谷区にある青年海外協力隊広尾訓練研修センター、福島県の二本松青年海外協力隊訓練所と長野県の駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の3カ所で、それぞれ年3回行っています。

技術補完研修

相手国からの要請に、よりの確にこたえることができるよう、協力活動で必要とされる実践的な技術・技能などの向上のため、次のような内容で技術補完研修制度を設けています(1996年度の対象者は341人)。研修期間は数日から1年程度で、必要に応じて決定しています。

1. 要請に即した適正技術の研修

第2次選考の結果、技術面では合格レベルに達しているものの、個々の要請内容に照らして補完研修が必要と認められた人を対象とします。

また、シニア隊員や任期延長に伴う一時帰国隊員のなかで、補完的な技術研修が必要と認められた人も対象とします。

2. 受験職種の実務面での補完をするための研修

第2次選考の結果、技術の基礎知識は合格水準に達しているものの、実践的技術が不足している人を対象としています。

隊員バックアップシステム

技術指導員(技術顧問)制度

協力隊事業の協力効果を高めるために、隊員の技術的な支援や募集・選考などの適切な

実施を目的として、各分野の有識者で構成される技術指導員制度を設けています。

災害補償

派遣前訓練の開始から、隊員として現地活動に従事して帰国するまでの期間に、死亡、疾病、傷害などの事故に遭遇した場合、弔慰金や治療や移送に必要な経費などを補償する制度を設けています。

帰国隊員の進路相談

隊員のなかには、勤務先を退職して参加する人や学校卒業後直ちに参加する人などが多いことから、帰国後の進路決定を支援するため、事務局やJICA国内支部、センターなどに進路相談カウンセラーを配置して相談に応じるとともに、進路の確保・開拓を行って

ます。

1995年度に帰国した隊員の1996年末までの状況は、帰国者912人のうち復職 233人、就職(自営を含む)369人、その他進学など143人となっており、745人の進路が決定しました。

関連業務

上記のような隊員の派遣に直接関係する業務のほか、この事業の推進を図るため、さまざまな業務を行っています。

事業啓発

一般の人々への事業の紹介と国内の幅広い理解の促進、事業への参加希望者の拡大、関係者との情報交換などのため、次のような業務を行っています。

地域の国際協力最前線

協力隊員派遣前訓練のひとこま

二本松青年海外協力隊訓練所(福島県)

79日間の協力隊派遣前訓練中に、3回(3日間)の所外活動が組まれています。所外での活動的な課業ということで、隊員候補生が楽しみにしている課業のひとつです。活動先は訓練所のある二本松市(福島県)周辺を中心に郡山市や福島市などの、農家、酪農家、保育所、老人ホーム、知的障害者施設など約40カ所です。

勇んで出かけた1回目。子どもと遊んでくたくたになって帰ってくる者。老人ホームで食事や入浴のお世話や話の相手をした者。農家でキュウリやトマトのとり入れを初めて体験した者。授産施設で施設の人たちと一緒に作業をしたり、食事の介

添えを手伝った者。

それぞれがそれぞれの思いを持って一日を終えます。こんなはずではなかったと思いながらも、自分の専門とは畑違いの現場で新たな発見に感動したり、老人の言葉に胸を締めつけられたりしながら、ひとつひとつの体験から言葉では得られない貴重な何かを学びます。

2回目は、仕事のやり方も少しわかってきて、周りも見えるようになります。そして最後の日となる3回目。わずかな期間のつき合いにもかかわらず、活動先では送別会を開いてくれます。候補生は任国に赴任してから、活動先に手紙を書きます。人と人とのふれあいには、心と



心の交流があり、出会いがあります。

この経験は、隊員の任国での生活にいろいろな形で役立っているにちがひありません。

- ①事業概要等各種啓発資料の作成
- ②開発教育資料の企画・編集
- ③月刊誌「クロスロード」を発行
- ④「JOCV NEWS」を月2回発行
- ⑤海外向け広報誌「JOCV Quarterly」を季刊発行
- ⑥各種マスコミへの情報提供、便宜供与

現職参加体制の促進

勤務先から休職などの身分保障が得られないため、協力隊への参加を断念したり、また退職して参加するという例が少なくありません。このため、JICAではこれまで、現職のまま隊員として参加できるよう、経済団体、労働団体、民間企業や地方自治体に積極的に働きかけを行っています。

また、所属先に対しては、派遣期間中の人件費、諸経費の一部を補填する制度を設けて、所属先の負担の軽減を図っています。

こうした活動や制度の結果、現職参加に理解を示す企業や団体が増えてきており、1996年度は、185人が現職で参加しました。内訳は、国家公務員1人、地方公務員89人、政府関係機関職員3人、民間企業職員92人です。

関係諸団体との協力

1. 社団法人「協力隊を育てる会」

協力隊事業の支援を目的に、広報啓発活動、帰国隊員の進路支援、開発教育推進などの活動を行っています。また、同会では、地方における支援組織の拡充にも力を入れており、これまでに29都道府県、2市の計31の地方支援組織が結成されています。

JICAでは同会と協力してこのような活動を行うほか、各地の青少年団体、全国高等学校国際教育研究協議会など諸団体の開催する行事や研修に、資料の提供、講師の派遣などを行っています。

地域の国際協力最前線

行政・市民ぐるみの国際協力の核となって

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所（長野県）

JICAが地方で初めての青年海外協力隊関係施設として長野県駒ヶ根市に青年海外協力隊訓練所を開設したのは1979年4月のことで、開設当初から地域社会との交流を図る訓練カリキュラムが導入されました。

隊員候補生が福祉施設、独居老人世帯、農家などでのボランティア活動を実践する所外活動はそのひとつです。これまで、候補生はボランティア活動を通じて多くのことを学び、また地域の人々が途上国理解や国際協力についての関心を高める大きな役割を担ってきました。

1996年度からは、駒ヶ根市教育委員会と連携して、市内の小中学校で候補生が国際理解学習の授業を担当する訓練カリキュラムも設けられています。

駒ヶ根市は協力隊を核とする国際化に取り組み、行政・市民が一体となって国際貢献、国際協力を指向する種々の具体的な活動を展開しています。中学生を対象としたネパール派遣事業や協力隊体験入隊事業は、いずれも次代を担う子どもたちに対する国際化の「先行投資型事業」として、また、全市をあげての「協力隊週間」は駒ヶ根市民が



農家のシタケ種菌移植入れの手伝い

国際協力を考える場として、それぞれ長年続けられています。1997年度には青年招へい事業のネパール教員グループ受入れのために、行政・市民ぐるみのプログラムが予定されています。

2. 社団法人「青年海外協力協会」

1983年、協力隊OB・OGの諸活動を支援・推進するために発足しました。協力隊事業への人的支援、隊員の募集・選考のための各種行事などに対し、隊員OB・OGの参加協力を得るなど、協力隊参加経験を生かして事業を展開しています。

3. 各都道府県との協力

協力隊事業の推進にあたっては、地方自治体の協力がきわめて重要です。各都道府県の主管課長・担当者との定期的な会議や、担当者の隊員活動現地視察などを通して、事業の理解を促進し、協力関係を築いています。

4. そのほかの団体との協力

経済団体、労働団体などとも会議を開催し、現職参加、企業・団体のボランティアへの関わり方などについて意見を交換し、多大な協力を得ています。

5. 研修員の推薦

都道府県が外務省の海外技術協力推進団体補助金（地方自治体補助金）を活用して、または、独自の財源で実施している海外技術研修員受入事業に対し、事務局は協力隊員のカウンターパート（隊員が直接技術を移転する途上国の技術者）を推薦しており、1996年度には31カ国137人が39の自治体でそれぞれ約10カ月間の専門分野の技術研修を修了しています。

協力隊以外のボランティア事業

現在、協力隊事務局では協力隊事業のほかに「日系社会青年ボランティア」「日系社会シニア協力専門家」「シニア海外ボランティ



ポーランドで野球の指導。まず道具の使い方から

ア」の派遣事業も行っています。

「日系社会青年ボランティア」「日系社会シニア協力専門家」は、中南米地域の日系人社会を対象に、彼らとその国の国造りのために大きな力となっていることを踏まえ、その活動を支援するために、日本のボランティアを派遣する制度です。

1994年度に協力隊事務局に移管された海外開発青年事業は、1996年度から名称を「日系社会青年ボランティア」と改めて実施されることとなりました。同事業は教育文化部門を中心に1997年3月末日現在8カ国に131名を派遣中で、事業開始以来の累計は449名になります。

「シニア海外ボランティア」「日系社会シニア協力専門家」の2事業はともに1990年度に開始され、1996年度から新たに協力隊事務局に移管されました。1997年3月末日現在で前者は8カ国に62名、後者は8カ国に42名を派遣中で、事業開始以来の派遣人数累計は、それぞれ130名と112名になります。

無償資金協力

無償資金協力事業とJICAの役割

政府開発援助（ODA）の贈与の一部である無償資金協力事業は、開発途上国政府に返済義務を課さない資金を供与することによって、必要な施設や機材を整備し、その国の経済や社会の発展に協力する援助ですが、その事業は対象別に

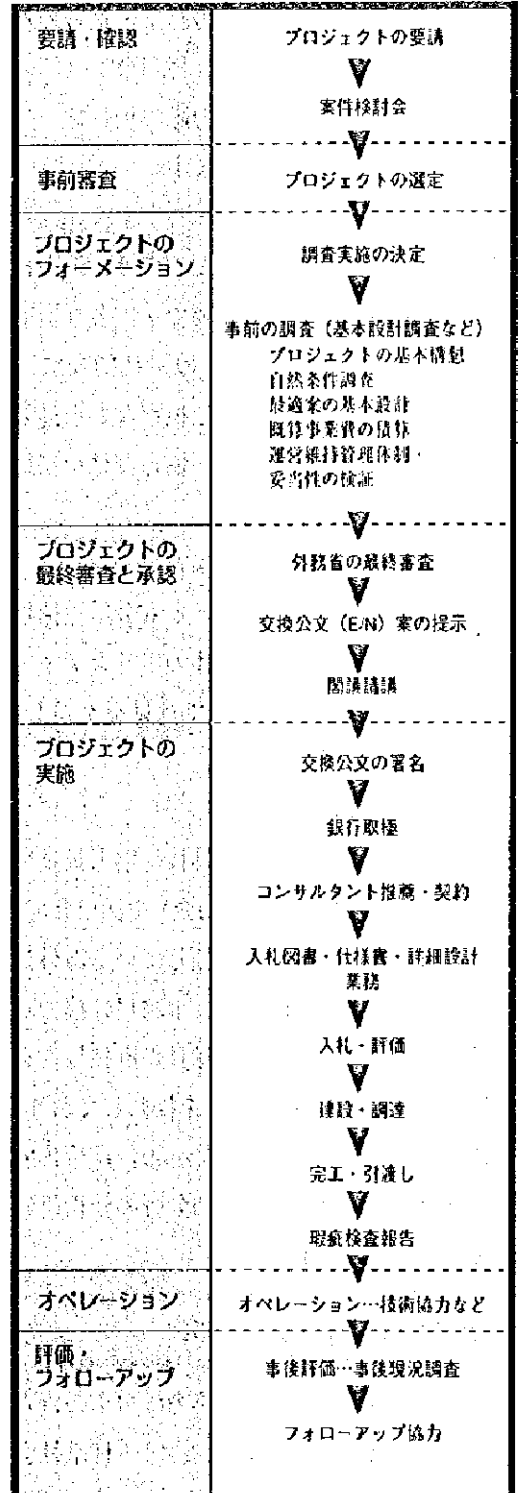
- ① 一般無償資金協力（一般プロジェクト無償、債務救済無償、経済構造改善努力支援無償〈ノン・プロジェクト無償〉、草の根無償）
- ② 水産無償
- ③ 文化無償協力
- ④ 緊急無償（災害緊急援助、民主化支援、復興開発支援）
- ⑤ 食糧援助（KR）
- ⑥ 食糧増産援助（2KR）

に分けて行われています。

JICAはこのうち、下線をつけた一般プロジェクト無償、水産無償、食糧増産援助の実施にかかわる業務を担当しています（1997年度からはこのほか食糧援助をJICAが担当する方向で政府内部での手続きが進んでいます）が、この業務は大別すると2つになります。

ひとつは、無償資金プロジェクト（案件）の協力内容、適切な設計を含む最適規模や概算事業費などを確認するために行われる調査を主な業務とする「案件の確定前の事前業務」と、案件の実施のために取り交わす政府間のE/Nの署名をもって開始されるプロジェク

図2-8 無償資金協力事業のサイクルと主要業務



トのための促進業務と、もうひとつは、プロジェクトの効果を維持あるいはさらに高めるためのフォローアップ業務など「案件の確定以後の業務」の2つです（図2-8参照）。

なお、無償資金協力事業は日本国政府（外務省）が資金の供与（支払い業務）を直接行う方法で実施されていますが、実質的な意味においては、技術協力同様にJICAの責任でコンサルタントの選定や調達業者の指導・管理を行っていることもあって、無償資金協力事業におけるJICAの役割は非常に大きくなっています。

無償資金協力の意義

無償資金協力事業は、その対象国が国際開発協会（IDA）の無利子融資適格国を基準としているように、開発途上国のなかでも特に経済や社会開発状況が遅れている国が中心になっていることもあって、もともと、自己資金や借入資金などによる実施が困難であることを前提にしているため、厳しい制約条件のもとでプロジェクトの選定や実施が行われています。

また、プロジェクトの選定にあたっては、被援助国政府側に予算や人材を含めて維持・管理能力が確保されていることを重視します。こうした背景から、わが国をはじめ各国が実施する技術協力との関連性が高く、しかも人間生活の基本的な要求に応えるBHN関係のプロジェクトの優先度が高くなっています。

個別案件審査では、収益性のあるプロジェクトや、ハイテク関連、あるいは軍事転用の恐れがあるようなプロジェクトは不適格であ

ることもあって、その対象は、主に教育・訓練・研究分野、保健・医療、上水道や地下水開発などの生活用水の確保、農業、道路・橋梁・空港の整備などの公共インフラ部門、あるいは環境分野のプロジェクトが採択されています。こうした対象分野は、経済サミットや国連総会、世界銀行をはじめとする国際機関がイニシアティブをとる開発途上国支援会議などで、日本政府が発表する方針や施策に沿って決められています。

日本政府の重点方針

1996年度、日本政府は上記のような会議の場で、無償資金協力の実施にあたって次の分野を重視する旨の説明を行いました。

①人口・エイズ分野

1994年2月に発表した「人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ」の継続実施

②子どもの健康

WHOの目標である2000年までのポリオ根絶計画に沿った、子どもに対するワクチン接種などへの協力

③環境分野

1992年の国連環境開発会議におけるわが国のコミットメント（5年間で総額9000億円から1兆円規模の援助を実施）の継続的実施（すでに1995年度末で前倒し実施済み）

④教育・人造り支援

「万人のための教育」の一環として、2015年までにアフリカ諸国に初等教育を中心に3年間で1億ドルの協力を行う。

⑤最貧国の公共部門のインフラ整備事業への協力

最貧国に対しては、道路・橋梁の建設を含めインフラ部門の整備に無償資金協力で対応する。

⑥戦後復興支援

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、アンゴラ、ルワンダ、モザンビーク

⑦中東和平支援

ヨルダン、パレスチナ暫定自治地域

⑧南アフリカ支援

南アフリカ共和国内の経済格差是正を目的として2年間で約3億ドルの支援を約束。

⑨インドシナ支援

ヴィエトナム、ラオス、カンボディアの3カ国を対象に行う、インフラ整備とBHNを中心とする支援

JICAは、こうした政府の方針に基づいて新たなプロジェクトの発掘・形成に努めると

ともに、プロジェクト検討の場においても、こうした方針に沿ったプロジェクトを採択するよう積極的なコメントを外務省に提出しています。

JICA無償資金協力業務の動向

1994年8月から、開発途上国から要請のあった無償資金協力のプロジェクトは、JICA内部のプロジェクト検討会でその必要性、緊急性あるいは技術的な問題などが検討され、その結果が外務省に報告されるシステムが確立されています。1996年度は合計287件が審査されました。JICA内部の検討会では開発途上国側の維持・管理体制を見守りながら、専門家や青年海外協力隊員、あるいはプロジェクト方式技術協力の協力が得られるプロジェクトを中心に外務省へ推薦を行っています。

アフリカ地域の小学校建設計画

—初等教育普及をめざして学校施設建設に協力—

わが国は1990年3月に開催された「万人のための教育世界会議」の趣旨を踏まえて、開発途上国の教育の普及に協力してきました。1996年5月に採択されたDAC新開発戦略の開発目標のひとつは、2015年までにすべての国に初等教育を普及させることです。

開発途上国のなかでもアフリカ地域は、1980年代以降、経済の停滞や急激な若年層の人口増加の結果、初等教育就学率が低下するなど厳しい状況が続いています。1996年4月には

池田外務大臣が国連貿易開発会議で「アフリカ人造り支援構想」を表明し、初等教育を中心とした教育分野に対する協力の拡充を約束しました。

アフリカ諸国では初等教育施設が著しく不足し、その改善は教育の機会拡充、質的向上のための重要な要素のひとつです。無償資金協力では、アフリカのなかでも特に就学率の低い地域を対象に、小学校の教室など学校施設の建設に対する協力を行っています。その結果、収容人数の増加や学習環境の改善が図

ブルキナ・ファソの小学校



られ、初等教育の普及に役立っています。

〈小学校建設プロジェクトの例〉

・セネガル	265教室
・ギニア	75教室
・ニジェール	137教室
・象牙海岸共和国	237教室
・ベナン	354教室
・ブルキナ・ファソ	79教室

推薦を受けたプロジェクトは、外務省の検討を踏まえてプロジェクトの基本構想のための調査へと進みますが、JICAでは外務省の指示を受けた段階で、プロジェクトのための基本設計と概算の事業費を積算するための調査を開始します。この調査は通常、基本設計調査といわれ、コンサルタントとの契約により実施されていますが、必要に応じて調査は事前調査から開始されます。1996年度は約170件の基本設計調査を実施しました。

以上はプロジェクトが最終的に決定される前の業務ですが、E/Nに署名され、実際に事業が開始され、1996年度に実施促進などの業務の指示がJICAにあったのは合計214件でした。そのほかに1996年度以前からの継続案件39件を加えた253件が、実際にJICAが運営するプロジェクトの数といえます。したがって、JICAが直接、間接に協力、指導する年間の案件数は400件を超えています。

また、外務省が最終的に資金の支払いのために行う認証に必要な事前の事務はJICAが行っていますが、この数は1996年度で533件になっています。

なお、こうして完成し、引き渡されたプロジェクトも、必要な予算や要員が確保され、適切な維持・管理がなされて初めて所期の目的や目標を達成することができますが、場合によっては予期せぬ事態が発生し、さらに追加の協力がないと施設や機材そのものの機能が失われることがあります。そうしたことがないように日常的にコンサルタントやJICAの在外事務所の機能を活用して指導や助言を行っています。開発途上国政府が維持、管理を十分に行えない場合にはアフターケアを行っています。

これは一般的にはフォローアップ協力と称され、専門家や調査団の派遣を通じて修理や工事を行ったり、時には代替の機材の供与や

戦後復興支援と無償資金協力

—すばやい対応で戦後復興支援の先駆け的役割を果たす—



開発途上国のなかには、アンゴラ、モザンビーク、ルワンダ、パレスチナ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナなど、内戦や戦争が終わり、新たな国造りに全力で取り組んでいる国々があります。こうした国々の道路、橋、港湾施設などの経済インフラは、多くが破壊され、経済復興の大きな障害となっています。また、人々の生活に直結した上水道、学校、病院なども、大きな被害を受けています。

わが国は、戦後復興に全力をあげて取り組んでいるこのような国々に対し無償資金協力を行っています。

無償資金協力は、こうした開発途上国の経済・社会インフラ整備という援助ニーズにすばやく対応できるため、戦後復興支援の先駆け的役割を果たしています。

〈開発途上国の戦後復興を支援するプロジェクトの例〉
モザンビーク

- ・職業訓練センター機材整備計画（帰還兵士の民生部門への再訓練）
- ・幹線道路橋梁再建計画
- ・中央病院医療機材整備計画
- ルワンダ
- ・公共輸送力増強計画（内戦で破壊された住民の「足」であるバスの贈与）
- ボスニア・ヘルツェゴヴィナ
- ・主送電線復旧計画（内戦で破壊された送電線の復旧）

スペアパーツ類の供与を通じて機能の回復に協力したりしています。このような支援業務は時によって新たなプロジェクトに協力するよりも効果的なケースもあります。一方でわが国の協力は開発途上国政府の自助努力に資する協力を旨としているために、引き渡し後の施設や機材の維持管理費については負担していません。

したがって、ある場合にはこうした支援制度を持つ他のドナーとの連携が望まれることがあります。そのためにJICAは調査の段階から国際機関などとの連携を心がけており、この種のプロジェクト数も増えています。

JICAにおける実施上の課題

無償資金協力事業を実施していくうえで最大の課題は体制の強化ですが、行政改革が求められているなかで、JICAもいっそう効率的・効果的な業務をめざしています。そのひ

とつは技術協力との連携をさらに深めるための協議や打ち合わせを通じ、質の高いプロジェクトの発掘、形成を行うため、JICAの内外の組織・人材を有効に活用することです。国際機関や他のドナー、あるいはJICAの在外事務所や国際協力専門員、企画調査員、長期調査員などの機能や人材を利用することがこれに該当します。

事業の実施のうえで特に関係者から関心を持たれている課題に設計・積算があります。貴重な国の予算を使う無償資金協力事業はJICAの概算事業費の積算に始まります。適切な設計や積算からはずれたプロジェクトは華美、無駄な施設や機材の供与に直結することから、従来、より精査された適切な設計や積算に努めてきましたが、1996年度は外部からの専門家をさらに増員するとともに、基本設計だけでなく詳細設計や施工の段階での関係者間の打ち合わせを心がけました。この間、

地下水開発と無償資金協力

—アフリカで展開される水供給プロジェクト—

無償資金協力による地下水開発は、水不足に悩むアフリカ諸国の人々に衛生的な水を供給することによって寄生虫症の一種ギニア・ウォーム症、下痢性疾患などの発病を防止、地域住民の保健・衛生環境を向上させます。同時に、女性や子どもの仕事になっている水くみ労働を軽減して、住民の生活改善にも役立っています。

1993年10月、東京で第1回アフリカ開発会議が開催さ

れ、わが国は地下水開発・水供給支援を約束し、これを受けてJICAは協力を進めてきました。1998年には第2回アフリカ会議が開催される予定で、この分野での協力に対する期待がいっそう高まるものと考えられます。

安定した水供給のための地下水開発は、アフリカ地域に限らず今後も継続して進められる協力分野のひとつです。

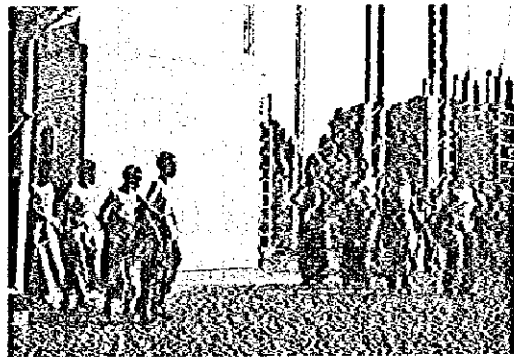
〈アフリカで実施中の水供給プ

プロジェクトの例

- ・モロッコ 地方給水計画
- ・ベナン 村落給水計画
- ・ジブティ 地方村落給水計画
- ・レソト 小学校給水・衛生改善計画
- ・マダガスカル 南部地方給水計画
- ・モザンビーク ガザ州村落飲料水供給計画

コンサルタントに対しては各種のガイドラインを提示し、考え方の共有を行いました。

ODAの大きな課題のひとつに国民への情報公開と広報がありますが、無償資金協力は抜く金額も大きく、その裨益効果も期待されることから、この面での積極的な対応が重要です。JICAとしてはプロジェクト管理と並行して援助地図やプロジェクト概要表、事業紹介用のビデオやパンフレット類の作成など、順次整備してきました。

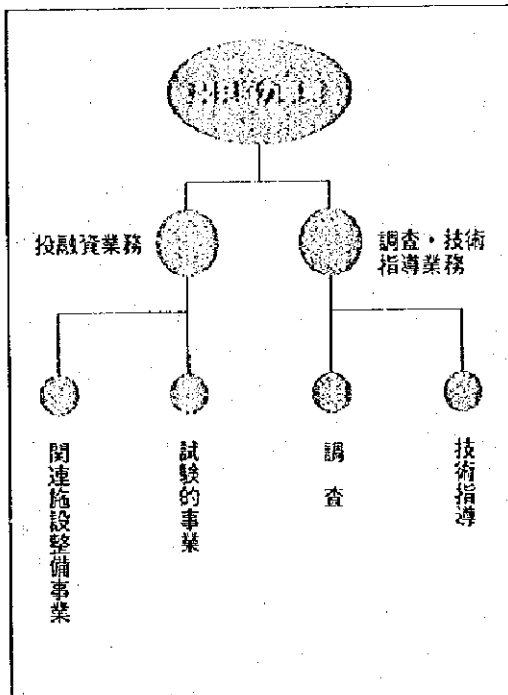


発電所の完成を祝うウガンダの人々

開発協力

政府ベースの援助と民間の実施する開発協力をリンクさせ、わが国の企業の実施する開発事業への資金的支援と技術的支援を通して、開発途上国の自立的経済発展に貢献しようとするのがJICAの開発協力事業です。この開発協力事業では、わが国の民間企業が開発途上国で行う開発事業のうち、社会の開発、農林業または鉱工業の開発に貢献する事業について、公共性、技術的・経済的リスク、収益性、試験性などを勘案したうえで、資金を緩やかな条件で融資するとともに、必要な技術指導や調査を行い、事業の円滑な実施を支援します。開発協力事業は、図2-9の業務に大別されます。

図2-9 開発協力事業の内容



投融資業務

投融資業務は、

- ①開発途上国で自ら開発事業を行うわが国の法人
- ②開発事業を行う現地法人に出資するわが国の法人

を対象に、長期・低利の資金を融資するものです。

JICAは、投融資業務の周知を図るとともに、企業のニーズを把握するために、投融資事業説明会を国内および海外で行っています。

融資の対象となる事業は、次のとおりです。

関連施設整備事業

日本輸出入銀行、海外経済協力基金(OECF)、石油公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫、商工組合中央金庫、JICAのいずれかが資金の貸付、債務の保証または出資を行っている開発事業が必要とする関連施設を整備する際に、日本輸出入銀行またはOECFから資金の貸付、債務の保証または出資のいずれも受けることが困難な場合があります。そのなかで、その関連施設の整備が、周辺地域の開発や周辺住民の福祉向上に役立つものであると判断される場合に行われる資金の貸付が、関連施設整備事業に対する投融資です。対象となる施設は次のようなものです。

- ①公共的施設で、住民の生活や福祉の向上に役立つもの。学校、病院、公民館、教会、寺院、役場、郵便局、消防施設など。
- ②事業に必要な施設で、同時に住民の便益

にも供されるもの。道路、港湾施設、上下水道、集会所、職業訓練所、電気施設など。

③地域の環境を改善することを目的として実施される造林事業（環境保全型造林）

試験的事業

開発事業のうち、試験的に行われる事業で、技術の改良・開発と一体になって行わなければ達成が困難であると認められるもので、日本輸出入銀行またはOECDから資金の貸付、債務の保証または出資のいずれも受けることが困難である事業を対象とする投融資です。

たとえば、作物の栽培、家畜の飼育、造林、未利用樹開発、石灰岩・燐鉱石・岩塩などの採掘・選鉱・精錬、低価格住宅の建設、土地造成など（石油、天然ガス、金属鉱物に関するものを除く）です。

1996年度の試験的事業に関する貸付は20件、融資総額約33億3100万円です。

調査・技術指導業務

JICAの融資制度では、開発事業が円滑に進み、開発途上国国民にとっても有益な効果をもたらすように、企業の要請に基づいて各種の技術支援を行っています。この技術支援の存在が、JICAの融資制度の大きな特徴のひとつです。

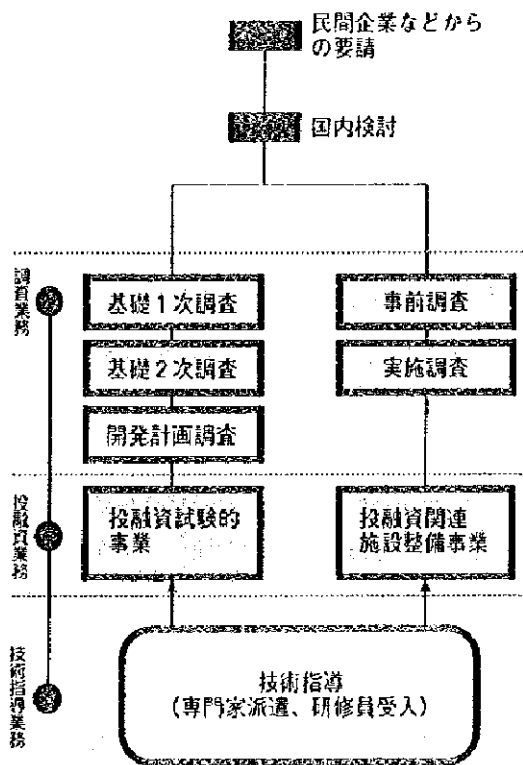
技術支援には、融資前に行われる現地踏査や資料の収集を中心とした各種の「調査」と、貸付実行後の「専門家派遣」「研修員受入」の3種類があります。

調査

1. 開発基礎調査

事業の実施企業に代わり、現地事情の把

図2-10 開発協力事業の手順



- 関連施設整備事業関連調査
 - 事前調査……事業の可能性調査、対象施設概定
 - 実施調査……対象施設の基本設計策定
- 試験的事業関連調査
 - 基礎1次調査……事業の可能性調査、事業適地概定
 - 基礎2次調査……事業適地選定、開発基本構想策定
 - 開発計画調査……事業実施計画策定（測量、設計図作成）

握、資料収集を行い、事業の可能性を検討したり、事業の基本構想、実施計画を無償で作成し、実施企業に提供したりするものです。

2. 現地実証調査

農林業分野で事業内容が地域開発的な性格を持ち、同時に関係資料が乏しく事業の本格化までに長期間を要すると考えられるものについては、比較的長期にわたって調査員を派遣し、事業の可能性を検討します。

収集した資料などを、関心を示す企業に提供しています。

3. その他の調査

そのほか、次のような内容の調査があります。

(1) 投融資審査等調査

事業実施状況を把握し、事業の実施後に発生した問題への対処方針の検討などを行います。

(2) 地域開発効果等評価調査

事業の一定期間経過後、周辺地域の開発・発展にどの程度寄与しているかなどを評価します。

(3) 環境保全関連開発投融資促進調査

開発に伴う環境保全問題への企業の取り組みを対象として行われます。海外での投融資制度説明会、個別の融資相談等を通して、環境関連の投融資対象事業の優良案件を発掘・形成することを目的とする調査です。

専門家派遣

事業を進めるなかで生じるさまざまな技術的問題に、現地で事業を行っている企業だけでは対応できない場合、企業の要請に基づいて、JICAが、その分野に精通した専門家を派遣し、適切な技術指導を行います。

研修員受入

事業を進めるにあたって、現地スタッフの技術水準の向上のために、企業の申請に基づいて、JICAが現地スタッフを研修員として受け入れ、日本で技術研修を行います。

1996年度は、21件の調査団、49人の専門家(新規、継続)を派遣し、39人の研修員を受け入れました。

災害緊急援助

事業の概要

災害緊急援助協力事業は、開発途上国を中心とした海外の地域で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づいて、国際緊急援助隊(JDR: Japan Disaster Relief Team)の派遣、機材や物資の供与など緊急援助活動を行うものです。

こうした災害時の緊急援助活動は、1970年代後半にカンボディア難民救済のための医療チームを派遣したことに始まります。この間、医療活動、応急復旧活動などの専門家を派遣していましたが、1987年9月に、これらに救助活動を加えた「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(JDR法)が公布・施行され、体制の整備が行われました。また、1992年6月には同法の一部改正がなされ、これにより

- ①災害の規模が大きく、大規模な援助が必要な場合
 - ②被災地において自給自足的な活動を行う必要がある場合
- には、外務大臣は防衛庁長官と協議のうえ、自

衛隊の部隊派遣を行えることになりました。

このように、国際緊急援助隊の派遣について、より総合的な形での実施体制が整備されました。

これまでの実績は、1987年の法律施行前は、チーム派遣19チーム、物資供与14回ですが、法律施行後は、チーム派遣35チーム、物資供与148回となっています。このうち、1996年度は、パングラデシュの竜巻災害、エジプトのビル崩壊災害に援助隊チームを派遣し、また物資供与では、エクアドルの地震災害などに対して、21回の援助活動を行いました。

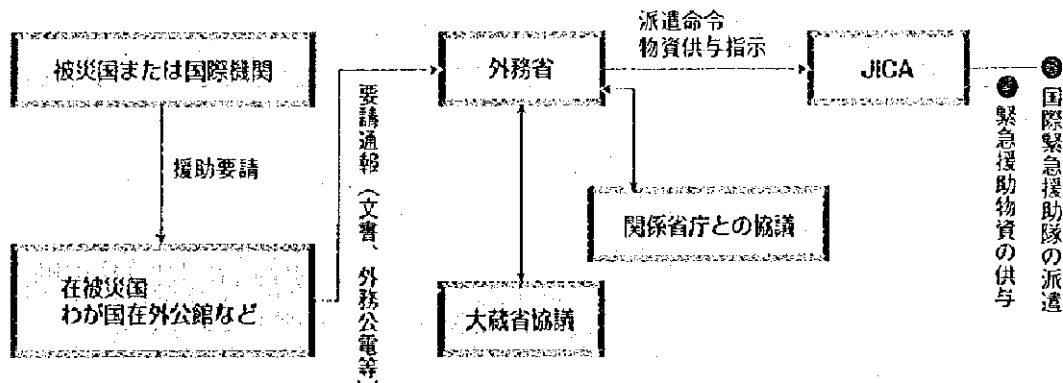
国際緊急援助隊の派遣

援助隊は、次のような救助チーム、医療チーム、専門家チームからなり、被災国政府または国際機関からの要請に基づいて、災害の種類・規模などに応じて単独チームか、あるいは適宜組み合わせで派遣しています。

救助チーム

救助チームは、被災者の捜索、救出、応急措置、安全な場所への移送を主な任務として

図2-11 災害緊急援助決定の仕組み(資金援助を除く)



おり、要請が受理され、援助決定後24時間以内に日本を出発することを、ひとつのめどとしています。

また、救助活動には知識・経験とチーム内の協力・協調を必要とすることから、救助チームは、関係省庁の警察庁、海上保安庁、消防庁の救助隊員、JICA職員（業務調整員）から編成されます。

最近の例としては、1996年10月のエジプトのビル崩壊災害救援のための派遣があります。

医療チーム

事前に援助隊への参加の募集に応じ、JICA国際緊急援助隊事務局に登録された医師、看護婦（士）、医療調整員、JICA職員（業務調整員）から編成されます。

被災者の診療または診療補助を主な任務としており、要請が受理され、援助決定後48時間以内に日本を出発することを、ひとつのめどとしています。被災者の診療、診療補助のほかに、疫病の感染予防、蔓延防止などを必要に応じて行います。

この医療チームは、JDR法の公布以前から医療活動を行っていた「国際救急医療チーム」(JMTDR)を、派遣母体として引き継いでいます。

1997年3月31日現在の登録者数は、医師189人、看護婦（士）240人、医療調整員124人の合計553人となっています。

最近では、1996年5月にバングラデシュで起きた竜巻災害救援のため、この登録者のなかからチームを編成して派遣しました。

専門家チーム

専門家チームは、災害に対する応急対策と

復旧活動の助言を目的とするもので、災害の種類に応じて関係省庁などから推薦された専門家によって編成されます。

これまでにインドネシアの地震や火山噴火、アルメニア地震、メキシコ地震、カメルーンの火山性有毒ガス噴出などに対して、原因究明、防災対策などのために、耐震、耐火、防災対策、耐震構造、熱傷治療などの専門家を派遣した実績があります。

関連業務

災害緊急援助協力事業では、前記チーム派遣のほか、次のような業務を実施しています。

資機材の供与・調達・備蓄

被災者の救援や復旧活動のために、被災国に毛布、テント、浄水器、簡易水槽、発電機、医薬品、医療機材などの援助物資を供与しています。

これらの物資を迅速、確実、かつ大量に供与するためには、あらかじめ調達し、備蓄しておく必要があります。そのため備蓄倉庫を国内は千葉県成田市、また、海外はシンガポール、メキシコ（メキシコ市）、イタリア（ピサ）、米国（ワシントンD. C.）と、国内外計5カ所に設置するとともに、備蓄が難しい医薬品などについては、コペンハーゲンにあるUNICEF物資調達センター（UNIPAC）を利用して緊急調達を行うなど、供与体制を整えています。

このほか、国際緊急援助隊の各チームが被災国へ派遣される際に携行する、災害援助用の各種資機材も国内備蓄倉庫に保管し、国際緊急援助隊の緊急派遣に備えています。

研修、訓練の実施

海外で援助活動を実施するためには、その国の社会や習慣を理解し、交通、通信などの事情に通じている必要があります。また、緊急援助活動の効果をあげるには優れたチームワークが特に重要です。そのために、種々の災害を想定した研修、訓練を実施しています。

1. 救助チーム

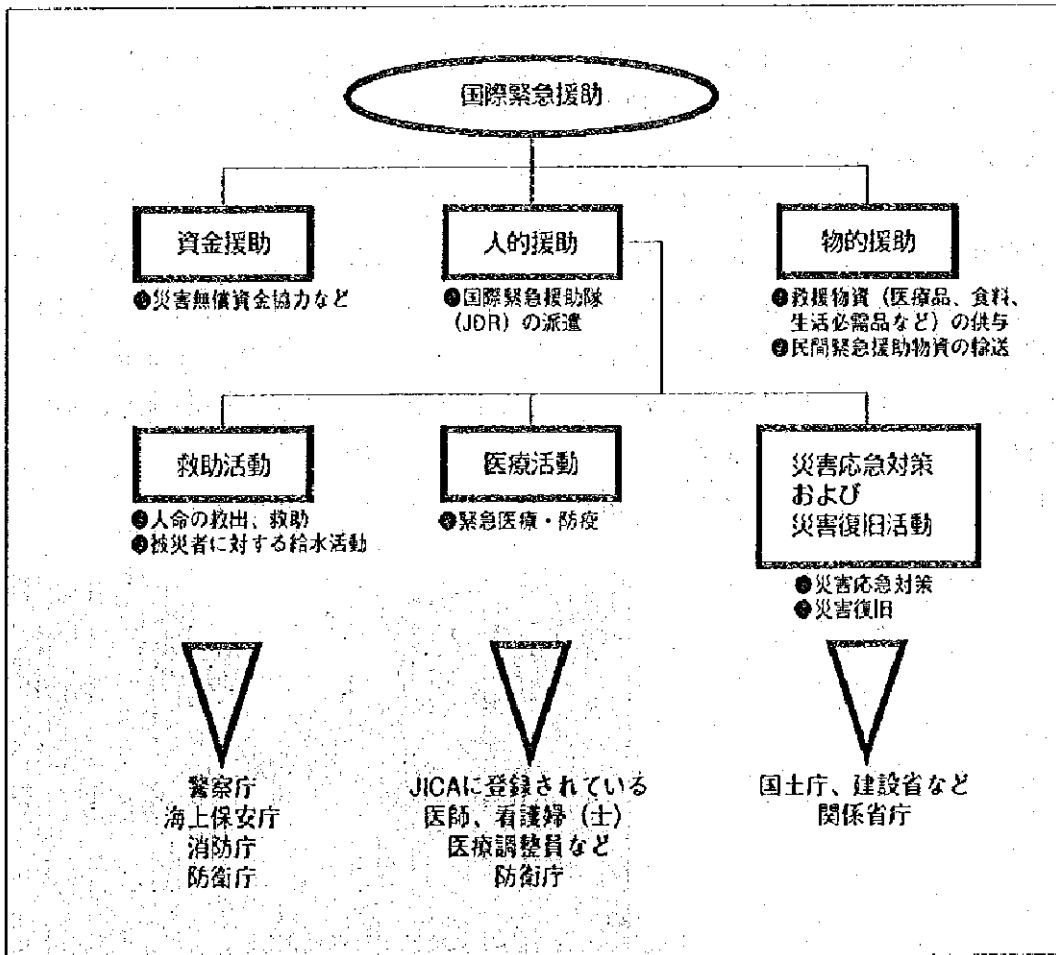
海外の被災地で救助活動を行うための基礎知識の習得や、医療チーム・他国の救助チームとの連携方法などの応用的な研修を行います。また、特殊救助機材（ファイバ

ースコープ、地中音響探知機などの操作習熟訓練、その他機材の使用方法などの研修、訓練を実施しています。

2. 医療チーム

海外における診療行為の一般知識、開発途上国の衛生状況など医療技術的な事項から、被災各国の生活状況、異文化理解など一般知識、さらにはインマルサット（国際海事衛星機構・可搬型衛星通信装置）の操作訓練に至るまで、被災地での医療活動を効果的に行うための知識を習得することを目的としています。特に、過去の災害救助

図2-12 わが国の国際緊急援助体制



* 資金援助…外務省が実施 人的援助および物的援助…JICAが実施

や救援活動を例にとり、シミュレーション方式で行う体験学習は、その後の実践の場で非常に高い効果をあげています。

3. 業務調整員

JICAは、援助隊に同行する意思のある職員を登録制で業務調整員として確保しています。これらの登録者を対象に、各種連絡業務、携行資機材取り扱い、報告書作成など、調整員業務に関する最新情報の提供と業務遂行能力の向上を図ることを目的に、研修を行っています。

民間緊急援助物資輸送業務

被災国から援助要請があり、日本政府が物資供与を実施しても、なお援助物資が必要とされるような大規模な災害に対し、災害緊急援助の一環として、地方公共団体、民間団体、個人などからの緊急援助物資をJICAの負担によって集荷し、被災国まで輸送します。援助物資の追加要請受理後、JICAはマスコミなどを通じて、国内に協力を呼びかけます。集荷された援助物資は被災国の日本大使館を荷受人として、JICAがまとめて空送し、原則として被災国政府へ贈与します。

1992年11月、フィリピンのピナツポ火山噴

火災害に対して初めてこの事業が実施され、援助物資として、毛布、タオルケット、固形石けん合計約46トンがフィリピン政府に贈与されました。

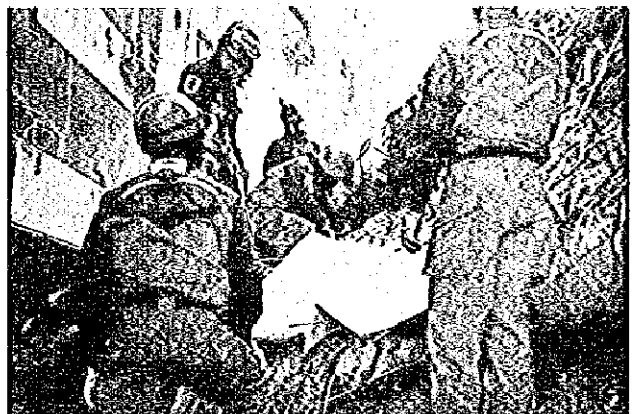
緊急援助（物資供与）追跡調査

緊急援助に伴う被災国（地）での援助効果を調査・分析することは、今後の緊急援助を効果的に進めるうえで非常に重要です。わが国の援助物資が被災地でどのように活用され、被災民の生活にどのように役立ったかなどの実績を調査する、緊急援助（物資供与）追跡調査を実施しています。

災害専門家招へい事業

JICAは、各国の災害援助機関や国際機関から専門家を招へいし、援助隊要員や国内のNGO関係者などを対象に各種セミナーを開催しています。

1996年度は、米国の米連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）および米州保健機構（PAHO：Pan American Health Organization）から各1名の講師を招へいし、札幌、東京、大阪でセミナーを実施しました。



1996年10月エジプト・ビル崩壊事故に出動した救助チーム

移住者・日系人支援

海外日系人 250万人

1868（明治元）年、153名が新天地を求めてハワイに渡ったのが近代日本の海外移住の始まりでした。以来、北米、中南米諸国を中心に、戦前戦後を通じ、多くの日本人が海外に移住しています。これらの移住者のうち、戦後、JICAなどの支援を受けて中南米地域などへ移住した人は、約7万3000人にのぼります。現在、海外諸国に在住する日本人移住者・日系人は約250万人以上といわれ、移住先国にしっかり根を下ろしています。

海外移住は国際協力の一環

世界各地の日本人移住者・日系人は、その国のよき市民としてさまざまな分野で活躍しています。特に、戦後、日本人の主な移住先であった南米のブラジルやパラグアイなどでは、農業を中心としてその国の産業・経済の発展に大きく貢献しています。

海外移住は、自己の発意に基づいて行う個人の幸福追求のひとつの姿ですが、移住先国での活躍は、その国の発展に大きく寄与することになり、結果として国際協力の役割を果たすこととなります。また、このような移住先国への貢献は、対日理解を深め、わが国と移住先国との緊密な関係をつくり上げていくうえでも大きな意味を持っています。

海外移住の変化と移住者・日系人支援

戦後50年間のうちに、新規移住者数の減少、農業移住中心から商工業・サービス業移住への多様化、中南米諸国への移住から米国、カナダ、オーストラリアなどの先進国への移住

へと、海外移住は時代の変遷とともに大きく変化しています。また、移住先国の移住者・日系人社会も、二世以降への世代交代が進むなかで新たな変革期を迎えています。特に、中南米諸国の移住者・日系人社会は総じて成熟段階にあり、移住先国の発展ばかりでなく、わが国との友好・協力関係の増進に大きな役割を担うようになりました。

このような移住をとりまく環境の変化に対応するために、JICAは1994年度から移住事業の内容を次のとおり見直しています。

- ①1994年度から新たな移住者への訓練・送迎についてのサービスを段階的に整理しています。
- ②これまでJICAの支援によりすでに移住した人々の生活の安定にも配慮しながら、国際協力の側面をより重視して、移住者・日系人社会に対する支援・協力のいっそうの拡充を図っています。

また、この事業の見直しの結果、従来移住事業として行ってきた日系人関連事業のうち、以下の研修員受入、専門家・ボランティアの派遣など技術協力の性格の強い事業については、1996年度から技術協力事業の一環として実施することになりました。

- ①日系研修員受入（旧移住研修員受入）
- ②日系社会専門家派遣（旧移住専門家派遣）
- ③日系社会シニア協力専門家派遣（旧移住シニア専門家）
- ④日系社会青年ボランティア派遣（旧海外開発青年派遣）

なお、これらの事業の内容については、技



「海外移住の日」に創作劇を演じる来日中の日系研修員

術研修員受入、技術協力専門家派遣、青年海外協力隊の項を参照してください。

移住事業の内容

JICAでは、移住事業に関して次のような業務を行っています。

広報

移住者・日系人の活動の紹介を通じて、海外移住者と日系人社会に対する国民の理解を深めるため、次のような業務を行っています。

- ①「海外移住」誌の隔月発行
- ②日系有識者などの日本招へい
- ③海外日系人大会開催経費の助成

移住者子弟の人材育成

1. 日本語学校生徒研修

海外の日本語学校の優秀な生徒を招き、中学校への体験入学、ホームステイなどを通じてわが国の文化・社会を体験してもらい、日本語能力の向上を助ける目的で、1987年度から、毎年1カ月間実施しています。1996年度の実績は42人でした。

2. 日系人本邦就労者帰国前技術研修

日本で就労する日系人のなかで、一定基準以上の学力を持つ人に対し、帰国後居住国の発展に貢献できるよう、帰国前に技術

研修を実施しています。1993年から開始され、1996年度は、生産性向上コースおよびパーソナルコンピューターコースを実施し、15人の研修員を受け入れました。

3. 海外日系青年・婦人の講習

日本に滞在中の日系人に、日本文化を理解してもらうために、財団法人国際女子研修センターの協力を得て、30日間、日本文化、日本語などの講習を実施しています。

4. 日系留学生中央研修

主として都道府県の補助でわが国へ留学している日系留学生を対象として、財団法人海外日系人協会、日本ブラジル中央協会が毎年度2回実施している研修会（日本の社会、文化、日本語などについて）に助成を行っています。

移住者などに対する支援事業

移住者などに対する支援、居住地域の環境整備のため、1996年度は次の業務を行いました。

1. 試験場運営・営農普及

JICAでは、アルゼンティン園芸総合試験場、ボリヴィア農業総合試験場、パラグアイ農業総合試験場を運営して試験・研究を行うほか、日系農家はもとより周辺現地農家に対する営農相談・技術指導などを行っています。また、移住者の営農技術向上を支援するため、農業専門家の派遣（ブラジルから）、先進地農業研修、農業研究グループの育成、農協職員の実務研修などを実施しています。

2. 医療衛生

医療衛生関係については、パラグアイ、ボリヴィアの5診療所の運営を助成しました。また、パラグアイ、ボリヴィア、ドミ

ニカ共和国の現地医師と契約して移住者への医療援助を行ったほか、医学生、看護学生への奨学金の支給を行いました。

3. 教育文化

教育関係では、現地語教育の支援のため、教師謝金などの助成を行いました。また、日本語教育の支援のため、現地日本語教師の第三国研修を行ったほか、教師謝金の助成、教育機材の整備、学校校舎の建設の助成などを行いました。

4. 社会福祉・生活基盤整備支援

交流会館建設（ボリヴィア）助成を行ったほか、道路補修用の車両や機械に対する助成をパラグアイなど3カ国の6移住地に、ボリヴィアでは2移住地での水害対策工事に対して助成を実施しました。

入植地の分譲

JICAは、移住者に対する入植地の分譲などを行っています。

1996年度は、パラグアイのイグアス移住地

で7区画を分譲しました。

事業資金の貸付

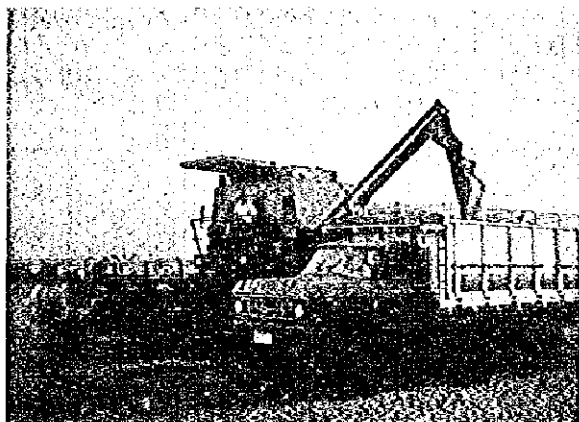
移住者の行う事業と、移住者の定着・安定に寄与すると認められる事業団体に対して、事業資金の貸付を行っています。

1996年度は、パラグアイ、アルゼンティン、ボリヴィア、ドミニカ共和国の移住者と日系人に対して、合計約8億7000万円の貸付を行いました。

海外移住に関する調査など

移住者・日系人の支援・指導、移住者・日系人社会に対する理解を助ける基礎資料収集のため、毎年各種の調査を実施しています。1996年度は、中南米5カ国についての農家経済調査、日系人の人材活用可能性調査、移住融資のあり方についての調査などを行いました。

また、1993年度から、日系人本邦就労者生活相談業務を、財団法人海外日系人協会の協力を得て実施しています。



パラグアイ・イグアス移住地の大豆の収穫

海外日系人社会を支援するさまざまな事業

海外移住センター（神奈川県）

海外移住センターは、1961年外務省横浜移住あつせん所として設置されて以来、海外移住の歴史とともに歩み、現在はJICAのセンターとして主に海外日系人社会支援の数々の業務を行っています。

そのひとつ、日本語学校生徒研修では、毎年、中南米やカナダの日本語学校から選ばれた13歳から15歳の日系人生徒40名が来日し、両親や祖父母の出身地へホームステイしたり、センターに隣接する根岸中学校に体験入学したりしています。このプログラムはすでに10年間継続しており、根岸中学校の教師、生徒、PTAをあげての協力をいただいております。

また、1997年度からは日系研修員を対象とした日本語教師研修を実施します。この研修は、幼児、少年少女を対象とする日本語教育を目的としたもので、情操教育も含まれた内容です。

1997年度に新設される日本語教師研修基礎1コースは新人の日本語教師を対象とし、7

名の研修員のうち2名はかつて前記の日本語学校生徒研修で来日したことのある生徒です。研修員は根岸中学校を日本の母校として慕い、日本の友人との再会を楽しみにしています。

南米などの日系人社会の問題のひとつに、日本人一世の高齢化に伴う日本語教師不足があります。日本語学校生徒研修はJICAと地域社会との恒例行事として定着していると同時に、この研修に参加した生徒が日本語教師をめざす動機づけにもなっており、日本語教育の面から、着実な日系人社会支援となっています。

中南米の日系社会への支援事業のひとつに日系研修員の受入事業があります。日系研修員は日本人移住者の子息で、二世、三世の若い世代が中心です。

研修終了時に提出するレポートに彼らが記す感想には興味深いものがあります。若い人たちだけに率直な意見が多く、さすがラテン系と思わされたり、私たち日本人がとくに忘れてしまったことを指摘されてハッとさせられたりして、しばしば考



日本語学校生徒研修で根岸中学校に体験入学

えさせられることがあります。「日本の若い男女は、似合わないのにどうして茶髪にするのだろう」「日本の先生は生徒が騒いでいてもどうして叱らないのか」「電車のなかではどうして皆黙りこくっているのか」「日本人は話すとき、やたらにうなずく」「日本のサラリーマンは仕事が終わると居酒屋に行く」……。また、「日本人は四季の移り変わりを愛する」「自然を大事にしている」というのもあります。

技術協力業務を実施するわれわれにとって、日系研修員に対して技術研修を行う一方、彼らとの交わりのなかで、日本について再認識させられることもたびたびです。

技術協力専門家養成・確保

技術協力は「人から人」へ心のふれあいを通じて技術を移転し、開発途上国の「人造り」に寄与するという意義と特徴を持っています。このため、技術協力の成否は、技術を移転する専門家の資質いかんによっても過言ではありません。また、近年の技術協力は、国別アプローチの導入、環境問題、WID、人口問題など新たな取り組みが必要になってきており、複雑化、多様化するとともに高度化しています。したがって、十分な能力と豊富な経験を持った専門家を確保・養成することが技術協力の最も大切な要件となっています。

JICAでは、国際協力総合研修所が、こうした役割を担っています。国際協力総合研修所では、1983年の設立以来、専門家の養成・確保、技術協力基盤強化のための調査・研究、技術情報の収集・提供を事業の3つの柱として積極的に推進しています。

具体的には、以下の業務に取り組んでいます。

専門家の養成

相手国のニーズに合致した総合的な専門能力を持つ専門家の養成を図るため、次の研修を行っています。

専門家派遣前研修

原則として、派遣期間が1年以上の専門家を対象とするもので、次の研修があります。

1. 派遣前研修

専門家の役割、現地の事情、健康管理などを内容とする一般研修2週間、語学研修

3週間の計5週間の研修で、年間8回行います。特に、異文化理解、プレゼンテーション手法など開発途上地域でのコミュニケーション能力の向上を重視しています。そのため、英語のほか、必要に応じて中国語、スペイン語、フランス語、インドネシア語、タイ語などの講座を設けています。これらの講座では独自の教材を準備し、技術協力の現場で使用される文書や表現も加えるなど内容を充実させています。

1996年度の受講者は、専門家718人、専門家の夫人など188人の計906人でした。

2. 個別語学研修

上記派遣前研修の受講者のうち、さらに語学研修を必要とする専門家を対象として、個別に語学研修を行っています。

3. 第三国語学研修

フランス語圏またはスペイン語圏に派遣される専門家を対象として、赴任の途中、フランスあるいはメキシコで、最長6週間その地の語学研修機関の研修に参加させます。

1996年度は7人がフランス語研修を、また、2人がスペイン語研修を受けました。

4. 個別技術研修

専門技術の補完と向上のために、国内の関係機関で技術研修を行います。

1996年度は、42人が受講しました。

技術協力総合研修

1. リーダー、調整員研修

プロジェクト方式技術協力の専門家として派遣される者のうち、リーダーと調整員

を対象とするもので、現在は、プロジェクトの運営・管理を主な内容とする研修を年8回の派遣前研修のなかで講義の一環として行っています。

1996年度は、リーダー59人、調整員60人が受講しました。

さらに、調整員だけを対象にプロジェクト運営管理、会計処理、プロジェクト・サイクル・マネージメント (PCM) ^{*}などを中心とした約2週間の研修を実施し、20人が受講しました。

2. 地方自治体職員等国際協力実務研修

地方自治体の国際協力を支援するための事業です。1996年度は国際協力総合研修所で年間5回の研修を実施し、127人が受講しました。このうち第1回は技術研修員の受入れに関連し、その研修指導者を対象にトレーナーズ・トレーニングを実施しました。あわせて、東北、関東、東海、北陸、四国の各国内支部および北海道、筑波、大阪、中国、九州、沖縄の各国際センターと青年海外協力隊二本松訓練所で、1101人の地方自治体職員などの研修を実施しました。

3. NGOスタッフ研修

NGO支援事業として、NGOスタッフを対象とした外国語研修を行っており、1996年度は15人が受講しました。このほか、NGOが主催する「国際協力担当者のための開発教育セミナー」(参加者52名)の開発にも協力しました。

技術協力専門家養成研修

近い将来、専門家として派遣される人を対象に、専門技術を移転していく際に必要な知

識、手法など、専門家として求められる幅広い能力を身につけてもらうことを目的として、年4回、各9週間(一部は5週間)実施しています。

1996年度は、以下の18種類23コースを開講し、203人が受講しました。

コース内容は、インフラ^{*}、マンパワー、農業一般、農業土木、林業、資源エネルギー、環境衛生、工業開発、社会林業、都市環境・公害対策、教育、WID、貧困層対策、廃棄物処理対策、環境アセスメント、地球環境、海洋環境保全、人口問題基礎などです。

感染症対策専門家コース

1996年度には、ポリオ対策の専門家を養成するために、九州国際センターが実施する集団コース「小児麻痺根絶計画の理論と実際」に3人の専門家を参加させました。

海外長期研修

将来指導者的な立場に立つことができる専門家の養成を目的として、海外の大学、研究機関に最長2年間派遣します。

1996年度は、23人を新規に派遣しました。

専門家の確保

開発途上国からの要請に迅速に応じて、優秀な専門家を速やかに派遣するために、常時専門家を確保する次のような制度を設けています。

専門技術嘱託

高度な専門技術や知識、豊富な経験を持つ優れた人材を確保し、技術協力全般についてそのアドバイスを期待するもので、現在、社会開発、鉱工業開発、農業開発の分野で各1人ずつ委嘱しています。

国際協力専門員

技術協力の経験を持ち、技術、人格ともに優れた人材を確保し、プロジェクト方式技術協力のリーダーなどとしての海外業務と、作業監理委員、各種研修コースリーダー、調査研究主査などインハウスコンサルタントとしての国内業務の双方で重要な役割を担う専門家を確保するもので、制度は1983年度に設けられました。

1996年度は、新規委嘱の9人を加え、94人を確保しました。

特別嘱託

主として帰国専門家のなかから、専門家としての活動が優れており、今後も派遣が見込まれる人材を確保するもので、1996年度は新たに34人を確保しました。

ジュニア専門員

国際経験のある若い人材（JPO、青年海外協力隊員経験者など）を確保し、国際協力に携わる人材を育成するもので、1996年度は新たに25人を確保しました。

専門家登録制度

専門家としての活動を希望する人に、あらかじめ登録してもらい、登録者に合った派遣要請があった場合、その登録者を派遣するという制度です。

1996年度末現在、2000人（うち技術協力専門家研修などの受講者を除く一般の登録者373人）が登録されています。

国際協力地域連絡会

帰国専門家間の連絡を緊密化し、これらの人々が、専門家確保の核となり得るように図るとともに、地方の国際化の推進にも寄与し、あわせて市民の国際協力理解を促進すべく、

JICA国内支部やセンターと連携して国際協力地域連絡会の結成を進めています。

1996年3月末現在、全国34カ所で地域連絡会（会員約2000人）を結成するとともに、1996年7月に中央連絡会を開催しました。

技術協力に関する調査研究

開発途上国のニーズの多様化、高度化に対応し、効果的な協力を実施するには、国別・地域別・分野別の開発の状況とその問題点を十分把握し、そのうえで、協力の取り組み方を総合的に調査研究し、こうした調査研究を基礎として、具体的な協力を計画的に推進していくことが重要です。また、これまでの協力の実績を整理・分析し、そのなかから、参考となる事例を体系的にまとめ、それらを専門家に提供することや、専門家養成研修の教材として活用することも、協力の質的向上にとって効果ある方法です。こうした調査研究や教材の作成などのため、次のような業務を行っています。

国別・地域別援助研究

国別アプローチの一環として、主要援助対象国・地域ごとに、1986年度から国別・地域別の援助研究会を設置しています。広く外部の学識経験者の参加を得て、各年度3～4カ国（地域）を対象として、わが国の援助を効果的、効率的に実施するために現状の分析や援助のあり方などの検討を行い、報告書として取りまとめています。

1996年度は、新規にペルー、モンゴル、タンザニアの援助研究を実施しました。

分野別援助研究

横断的な援助課題に対する援助の進め方を

検討するために、前記の「国別・地域別援助研究」と同様の研究会を設置しているものです。

1996年度は、新規に「DAC新開発戦略」*について研究会を開始しました。

技術移転手法研究など

前記のほか、

- ①技術移転手法に関する調査研究
- ②技術協力手法に関する調査研究
- ③国民参加型協力推進のための研究
- ④専門家養成研修用教材の作成
- ⑤技術移転国際会議の開催
- ⑥セミナーの開催

などを行っています。

1996年度は、調査研究として、

- ①「内戦終結国におけるグッド・ガバナンスの促進」
- ②「サブサハラ・アフリカ諸国における基礎教育の現状とわが国の教育援助の可能性」
- ③「研究協力に関する事例研究」
- ④「先進国の国際緊急援助体制・手法に関する基礎研究」
- ⑤「障害者の国際協力事業への参加（フェーズII）」

など19件を実施しました。また、技術移転国際会議として、「サブサハラ・アフリカにおける基礎教育開発と援助」（1997年3月）を開催したほか、内外の援助実務者や有識者を招いて、国際協力に携わる関係者に対するセミナーを開催しました。

情報の整備・提供

開発途上国に関する情報や、過去に得られ

た技術移転の手法などに関する経験やノウハウなどの情報は、専門家が技術移転を効果的に行うために必要不可欠なものです。このため、専門家をはじめ技術協力関係者に対し、広く開発途上国に関する情報や技術関連情報を提供することを目的として、以下の業務を実施しています。

図書館の運営

国際協力総合研修所にはJICA図書館が設置されており、一般図書、JICA作成の各種報告書、テキスト教材、開発途上国での収集図書・資料など約12万件を所蔵し、JICA役員のほか一般にも一部公開しています。

情報の整備・提供

調査研究の成果や開発途上国に関する資料・情報を整理し、派遣中の専門家、その他関係者に提供するため、次のような業務を行っています。

1. 【国際協力研究】誌の刊行

和文を年2回、英文を年1回発行しています。

2. 開発途上国技術情報の整備

開発途上国の分野別の技術情報を国別に収集・整備しており、現在59カ国8分野が整備されています。

3. 専門家への技術情報の提供

専門家が技術指導をする際に必要となる技術に関する文献の検索、マニュアルなどの資料の入手、提供を行っています（1996年度実績228件）。

4. 任国情報の整備

専門家の赴任先での生活に必要なさまざまな情報を国別にまとめており、現在105カ国の任国情報をそろえています。

5. 機材技術マニュアル作成

指導用の機材技術マニュアルを3件作成しました。

6. JICAホームページ

<http://www.jica.go.jp>

JICAでは国内・海外のさまざまな機関との連携強化、および一般へのJICA事業の情報提供を目的として、100カ国を超える任国情報、各種の事業紹介、お知らせなどの情報をホームページで紹介しています。

関連業務一開発専門家招へい

先進諸国の援助動向、開発途上国の開発政策、開発プロジェクトの現状などに対する理解を深めるため、海外の開発問題の研究者、専門家、開発途上国の開発担当責任者などを招へいし、国際協力関係者を対象とするセミナー、講演会などを開催するものです。

1996年度は、10人を招へいました。

技術協力専門家等の福利厚生

生活環境の厳しい開発途上地域で勤務する専門家を支援するため、主として次のような福利厚生制度を設けています。

休暇一時帰国制度

専門家が2年以上の期間で派遣された場合、2年（一部地域では2年6カ月）に1回日本へ帰国できる休暇一時帰国制度を設けています。

健康管理旅行

生活環境が特に厳しい地域（特定不健康地）に1年以上の期間で派遣された専門家が健康管理のために旅行できる制度を設けています。さらに、高地に勤務する専門家には、定期的に低地に旅行できる制度を設けています。

健康管理

JICA本部の専門家健康管理室に、医師、看護婦を配置して専門家やその家族の健康相談に応じています。

また、赴任中の専門家や家族の健康診断や健康相談に応じるため、医師や看護婦からなる健康相談巡回指導チームを各国に派遣しています。

さらに、専門家や家族の海外での健康管理体制を強化するために、専門家健康管理員（看護婦）を在外事務所に配置する制度を設けています（現在8カ国への配置が認められています）。

瘴^{しやうがい}地特別健康対策

生活環境の特に劣悪な地域に単身赴任者として長期間派遣されている専門家に対しては、心身の健康管理を促すために、日本国内

に居住している配偶者を現地へ一時呼び寄せる制度が設けられています。

安全対策

在外事務所を中心として専門家等治安対策連絡協議会を開催し、治安情報の提供・交換を行うとともに、連絡体制を確立しています。また、治安上注意が必要な地域については、緊急連絡用通信機器の整備、防犯設備の整備、警備員雇用経費を補助しています。なお現地では、JICA関係者に対する安全対策指導などを行う安全対策専門クラークを配置しているほか、安全対策巡回指導チームの派遣を行うなど、安全対策の強化を図っています。

災害補償

専門家が派遣期間中に、業務上または通勤途上に傷病または死亡などの災害にあった場合は、国の労働者災害補償保険（特別加入）の適用を受けることとなります。

また、業務外の事故や療養については、国際協力事業団海外共済会から各種給付が行われます。

生活環境整備

専門家の居住地や家屋の電気供給、給排水、保健衛生などの基本的な生活条件が特に劣悪な場合には、その整備補助を行っています。

また、在外事務所が設置されていない派遣国を主体に、生活環境実態調査団を派遣して専門家の生活環境の改善に役立てています。

「EXPERT」誌の発行

JICAと専門家を結ぶ内部情報誌として、専門家の活動状況の紹介や、専門家に関連する事項の取り扱いなどに対する理解を深める

ことを目的に、年4回、四半期ごとに「EXPERT」誌を発行しています。

帰国専門家の生活保障

帰国後、就労の意志があるにもかかわらず、生業に就けない専門家（派遣期間1年以上）を対象に6カ月間を上限として生活保障金を支給しています。

海外共済会

JICAから海外に派遣される専門家や随伴する扶養親族を対象に、海外での業務外の事故や療養にかかわる各種給付、万一の場合の弔慰金給付など福利厚生事業を行う目的で国際協力事業団海外共済会を設けています。

第③章

評価、フォローアップ

評価

効果的、効率的な援助を実施するためには、開発途上国やこれら地域の実情に合った協力や開発途上国のニーズに応えた優良案件の発掘・形成を積極的に行うとともに、協力の終了した事業の評価を適切に行い、得られた教訓・提言を新たな事業に反映させていくことが必要です。このような観点から、JICAでは事業評価の充実を図るため以下のような取り組みを行ってきています。

1981年7月：JICA 事業の評価のあり方などを検討するために「評価検討委員会」を設置

1988年4月：企画部評価室の設置

1990年4月：企画部評価監理課の設置

1991年1月：評価ガイドラインの策定（プロジェクト方式技術協力、専門家派遣、研修員受入、機材供与、無償資金協力）

1992年12月：プロジェクト・サイクル・マネージメント（PCM）手法の導入

1994年9月：開発調査業務の評価ガイドラインの策定

1996年10月：評価監理室の設置

事業評価の目的

JICAの行う評価は、技術協力の実施機関

として、個々の協力案件の目標達成度、自立発展性、協力効果を確認するとともに、必要な追加支援を行うための基礎情報としたり、あるいは評価の結果得られた教訓・提言をプロジェクト・サイクル（プロジェクトの発掘・形成を含む計画立案、プロジェクトの審査、実施、モニタリング、評価とそのフィードバックまでの一連の周期過程）のなかにフィードバックし、事業に反映させることを目的として実施しています。

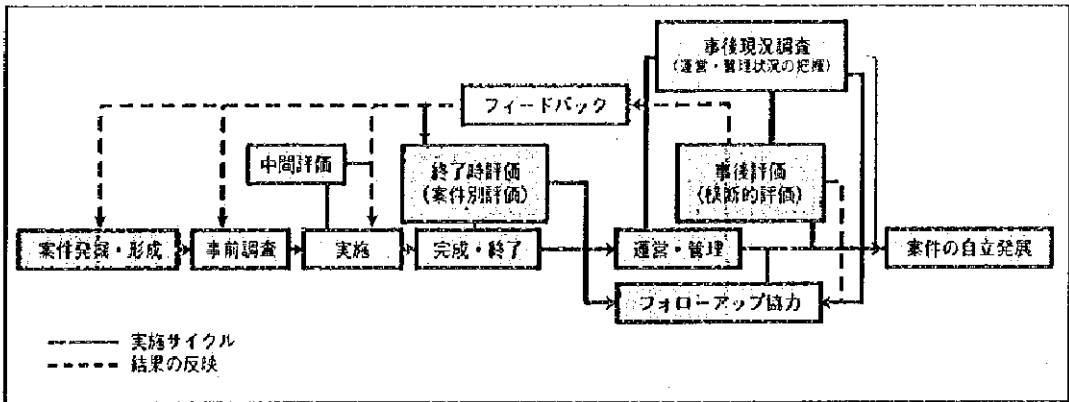
具体的には、①協力中の案件については、これら案件が当初に計画した目標を達成し、所期の成果をあげているか否かを調査し、必要な場合には協力の計画や内容の変更、協力期間の延長を行い、②協力終了後の案件では、必要に応じ機材の修理やスペアパーツの供与などの追加支援を行ったり、評価から得られた教訓を整理し、新たな案件の形成や事業の実施にフィードバックするために行います。

事業評価の形態と事後現況調査

終了時評価と事後評価

JICAが実施している事業評価を援助におけるプロジェクト・サイクルの流れのなかに位置づけると、図3-1のように終了時評価と

図3-1 事業サイクルにおける評価業務の位置づけ



事後評価に分類されます。

終了時評価は、協力案件の終了時に、その案件が計画どおりに実施されたか否かを把握し、当初目標の達成度や実施の効率性、当該プロジェクトの自立発展の見通しを確認し、終了後に引き続き協力の延長やフォローアップ協力などを行う必要があるかどうか、について調査する評価です。

終了時評価の実施時期は各事業形態により異なりますが、プロジェクト方式技術協力事業による案件では、協力期間終了の約6カ月前に、研修事業（第三国研修）案件では通常、終了の1年前に、専門家派遣事業（専門家チーム派遣、研究協力）案件では協力期間終了の4～6カ月前に、また無償資金協力案件では施設完工後1年以内に実施されています。

終了時評価は当該案件の実施担当者によって実施されますが、一部の案件については、在外事務所が終了時評価を行っています。

事後評価は協力が完了した後、一定年月を経過した案件を対象に実施し、評価の範囲は案件の計画の作成段階から協力相手機関によるプロジェクト終了後の運営管理段階までも含み、案件の協力効果や自立発展性を中心

にすべての評価項目について評価しています。事後評価は、評価監理室（一部在外事務所）が行っていますが、事後評価は主として複数案件を横断的に評価するもので、次のような種類に区分されます。

1. 国別評価

複数案件をセクターごとに横断的に評価したうえで、当該国における援助実施に関する協力効果および実施上の問題点を整理し、その結果を今後の当該国での案件形成や実施方法などの改善に反映させます。

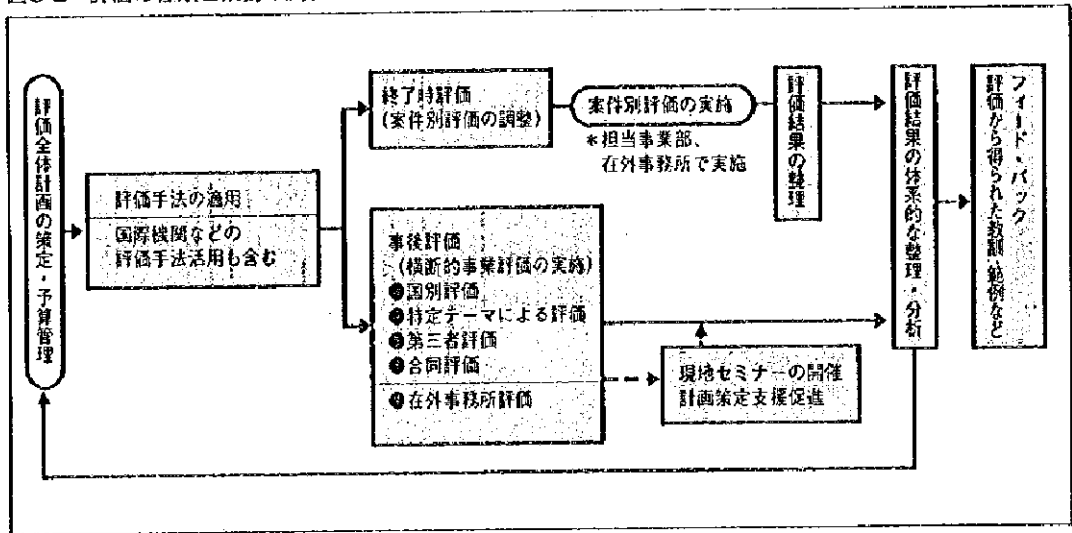
2. 特定テーマ評価

個々の案件の評価にとどまらず、特定セクター、事業形態、環境、貧困などのグローバル・イシュー別のテーマを設定し、幅広い視点から評価し、当該テーマの協力案件を実施するうえでの問題点を整理して、今後の案件発掘・形成・実施に反映させます。

3. 第三者評価

評価の客観性の確保と、より幅広い視点からの評価を行うために、当該プロジェクトに直接関係しない第三者である学識経験者や民間有識者などが評価を行い、その

図3-2 評価の種類と業務の流れ



提言を今後の事業実施に反映させます。

4. 合同評価

案件の協力効果、問題点などについて当該国の関係者と合同で評価を行い、双方で共通の認識を得るとともに、評価結果を事業計画作成や実施に反映させます。また、国際機関や先進国援助機関と合同で評価を行い、これら機関との連携を強化しています。

事後現況調査

JICAは1989年度からプロジェクト方式技術協力、無償資金協力、技術協力機材供与（単独機材供与）の3事業について、在外事務所を通じて、協力終了後一定期間を経過した案件の現況を定期的に調査する事後現況調査を実施しています。

事後現況調査は、協力終了案件の組織、施設、機材、実施効果について案件の現状を調査するものです。その調査結果は、関係事業部に報告され、専門家派遣や修理部品の購送など、必要なフォローアップ、アフターケアなどの追加支援や案件の現状把握のための資

料として活用しています。また、在外事務所から相手国実施機関に対して、運営管理状況の改善を提言する際の基礎資料として利用されます。

評価基準

JICAは評価基準として、経済協力開発機構（OECD）の下部組織である開発援助委員会（DAC）で1991年に採択されている次の5つの視点（評価の5項目）から評価を行っています。

- ①目標達成度：当初計画された、あるいは途中で修正されたプロジェクトの達成目標に対して、達成された成果を検討します。
- ②効果：プロジェクトが実施されたことにより生じる直接的、間接的なプラス、マイナスの効果を検討します。これには計画当初には予想されなかった効果も含まれます。
- ③実施効率性：プロジェクトの「投入」から生み出される「成果」の程度を把握し、

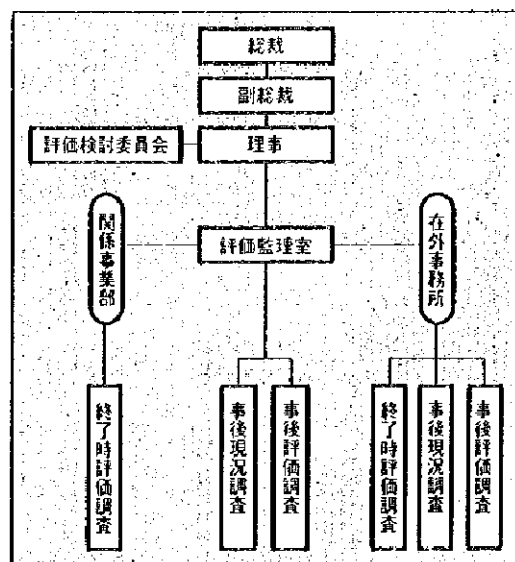
手法・方法・期間・費用の適切度を検討します。

- ④計画の妥当性：相手国のニーズが的確に把握され、評価時においてもプロジェクトの目標が有効であるかを検討します。
- ⑤自立発展性：援助プロジェクトによってもたらされた成果や開発効果が、協力が終了したあとも持続されているかどうかを把握し、あわせて実施機関の自立度を運営管理面、財務面、技術面、その他の諸側面から検討します。

評価の実施体制

JICAの事業評価の実施体制は図3-3のとおりです。

図3-3 事業評価の実施体制



1996年度評価事業実績

1996年度に実施した評価調査の種類と件数は次のとおりです。

事後評価調査：14件

①国別評価：2件

スリ・ランカ、マレーシア

②特定テーマ評価：7件

セネガル、ブルキナ・ファソ、マリ：地下水開発

ネパール：教育分野

インドネシア：森林保全、造成

ブラジル、チリ：環境、鉱山公害防止

スリ・ランカ：個別専門家派遣事業

ケニア、ザンビア：医療、感染症対策

フィリピン：灌漑農業

③合同評価：3件

インドネシア：海外経済協力基金 (OECP)
(灌漑施設)

タンザニア：カナダ国際開発庁 (CIDA)
(農業分野)

カンボディア：三角協力 (UNOPS：UN Office for Project Services)

④第三者評価：2件

タイ、ネパール：農林水産分野

チリ、ホンデュラス：水産分野 (開発人類学)

⑤在外事務所事後評価：28件

インドネシア事務所ほか20事務所

終了時評価 (案件別評価調査)：69件

- ①研修3件、専門家派遣1件、社会開発16件、農業開発6件、林業水産開発3件、保健医療7件、人口・家族計画1件、産業開発7件、無償資金協力8件

②在外事務所終了時評価：17件

ネパール事務所ほか11事務所

JICAと海外経済協力基金による合同評価調査

—援助実施機関の連携強化を図る—

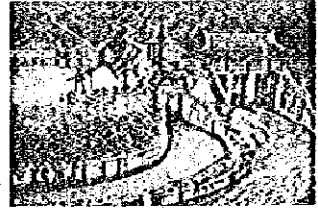
ODAの実施機関であるJICAと海外経済協力基金（OECF）の連携強化は、援助を効率的に実施するうえで最も重要な要因のひとつです。

両機関はこのような観点から、援助実施機関として、すでに国別研究や分野別研究の面で援助情報の交換を行うなど連携を図ってきました。1996年度には新しく評価の分野でも、JICAがフィージビリティ調査を行い、OECFが円借款を供与することによって事業化されたインドネシア・南スラウェシ州のランケメ灌漑開発計画プロジェクトを対象に、両機関合同の評価調査を実施しました。

このプロジェクトの施設は、JICAが開発調査事業により1978年から1979年にかけてマスタープランを策定し、南スラウェシ州中部水資源総合開発計画の最優先プロジェクトのひとつとして提案された「ランケメ灌漑開発計画」（1981年調査実施）に基づいて円借款が行われ、通算6年の工期をかけて完工しました。

今回の評価調査では、プロジェクトを計画と事業の実施面からとらえ、プロジェクト計画策定の妥当性、プロジェクトを実施したことによる効果などを両機関が合同で評価しました。

その結果、施設建設はおおむ



ランケメプロジェクトの灌漑施設

ね順調に実施されたことが判明しましたが、完成後の施設維持管理（水管理）と営農普及面で補完的な技術協力の必要性が確認されました。

両機関の合同調査は過去に実施されたことはありますが、これを契機に、今後いっそうの連携強化へ向けて、息長い取り組みを行うことが期待されています。

事後現況調査：248件

- ①プロジェクト方式技術協力：36件
- ②無償資金協力：59件
- ③機材供与：153件

評価結果の公表

評価結果に対する国民の理解を促進するため、1995年度から毎年、評価結果を『事業評価報告書』として取りまとめ公表しています。1997年度は95年度に実施した終了時評価調査と事後評価調査の結果を掲載した『事業評価報告書』を発行する予定です。

フォローアップ

JICAの協力が終了したあとは、開発途上国自身の手によって、個々のプロジェクトの維持・運営がなされることになっています。しかし、さまざまな事情により、協力終了後に供与機材の故障や相手国実施機関の運営費の不足などの問題が生じて、そのプロジェクトの運営に支障を来すことがあります。

したがって、協力が終了した案件についても、案件の協力終了後の現状を常に把握し、必要な場合には適切なフォローアップ、アフターケアを行い、協力相手機関の自助努力への支援を通じて実施案件の効果を確保し、さらに持続・発展させていく必要があります。

このように、わが国の援助の効果を高めるために、JICAは必要に応じて協力終了後のフォローアップやアフターケアにも力を注いでいます。JICAはフォローアップ活動として次のような協力と支援を行っています。

研修員受入事業のフォローアップ

研修員は、帰国後開発途上国内のさまざまな分野で指導的地位について活躍しており、しかも日本で研修や生活体験をし、日本に親しんだ人々として開発途上国とわが国の相互理解を深めるうえで貴重な存在となっています。また、日本での技術研修の効果を発揮できるよう、引き続き指導、支援することは事業の効率的実施の観点からも重要であると考えられます。

さらに、帰国後の研修員の活動状況を追跡調査することにより、既存の研修コースの改善や新たな研修コース開発のための情報とし

て活用することも重要です。JICAは、フォローアップチームの派遣、文献・資料の供与による技術情報の提供、帰国研修員同窓会の育成支援、機材供与などを通じて、帰国研修員に対するアフターケアを行っています。

フォローアップチームの派遣は、たとえば1996年6月には、集団研修コースのうち、電気通信関連3コース「ルーラル通信技術」「データ通信処理技術」「ISDN基礎通信技術」に関して、パラグアイ、ブラジル両国の帰国研修員とその所属機関を訪問し、調査を行いました。この結果、今後必要となる研修コース、インターネットの活用、同窓会の活用、第三国研修などについて提言が行われました。

文献・資料の供与については、“KEN-SHU-IN”誌や一般・技術図書¹の帰国研修員への送付を行っています。帰国研修員同窓会の育成については、日本文化講座開催などの各種会合開催、機関誌発行、来日前研修員のオリエンテーションなどの活動に対して支援を行いました。

青年招へい事業のアフターケア

来日によって形成された各国青年との友情と信頼の絆をさらに培う目的で、アフターケアチーム派遣、同窓会の育成、文献の供与を行っています。

アフターケアチーム派遣は、それぞれの国に帰国した青年の職場や家庭を訪問し、青年招へい事業を通じて経験したことが青年の帰国後にどのように生かされているかを調査す

るものです。1996年度には計7チームを派遣しました。

たとえば、タイに派遣されたアフターケアチームの報告によると、青年たちの本事業に対する評価は高いことがわかると同時に、今後の受入事業に有効な情報を得ることができました。

青年招へい事業により日本に招へいされた青年は、帰国後、自主的に同窓会をつくり、日本と自国との交流活動などを行っています。これに対しJICAは、総会運営費、資料作成費、資料送付料などの一部を負担しています。また、各国独自の活動を支援し総括するため、毎年ASEAN 6カ国の同窓会代表者が一堂に会し、相互に意見交換を行う交流連絡会を実施しており、1996年度はシンガポールで行われました。青年招へい事業は、ASEAN各国と日本の交流のみならず、こうしたフォローアップを通じて、ASEAN各国間の交流も促進しています。

また、青年招へい事業では、帰国青年に対するアフターケアの一環として、1992年度から英語版ニュースレター“Dear Friends”を年2回発行しています。本事業の現状や各国同窓会、ASEAN同窓会交流連絡会の活動などの情報を提供すると同時に、日本に対する理解促進のため、最近の各技術分野情報の提供とあわせ、日本文化ならびにJICA事業の紹介を連載しています。

機材供与事業のフォローアップ

本事業によって供与された機材については、外務省、JICAによって定期的に利用状況の調査が行われています。JICAはこの調

査結果を受け、フォローアップ業務として修理部品の供与、故障機材の返送・修理および修理調査団の派遣を行っています。

エクアドルの商工統合漁業省標準規格庁へ1990年度に供与された品質管理用機材については、1995年度機材利用状況調査の結果として、マイクロメーター、ダイナモメーター、ショッパー機材、ガーレイ式密度計などが稼働状態が不良であることが報告されました。供与済みの機材を当初の目的どおりに活用できるようにするには、専門の技術者による故障箇所の部品交換、機材の調整など技術力が必要であると判断されました。これを受けて、1996年5月に修理チームを派遣しましたが、機材の稼働状況を再度点検したところ、エクアドル側から稼働不良との報告のあった機材の大半が実際にはエクアドルのカウンターパートの機材に関する知識・技術の不足に起因していたことが判明したため、時間をかけて操作指導を行ったところ、カウンターパートが独自で機材操作を行えるようになりました。

プロジェクト方式技術協力事業のフォローアップアフターケア

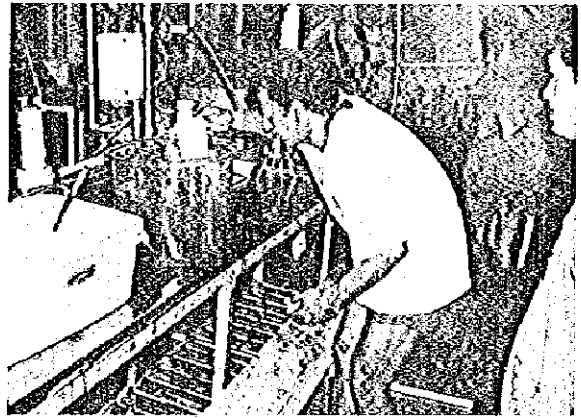
フォローアップ協力

当初計画していた協力の終了後、一部の分野のみ目標達成度が低い場合は、引き続き一定期間、協力の延長を実施しています。

●野口記念医学研究所プロジェクト(ガーナ)

ガーナの医療分野全体の整備・充実を図るために、1968年にガーナ大学医学部に対し技術協力を開始して以来、1978年の無償資金協力によるガーナ大学医学部付属野口記念医学研究所の新設を経て、1986年から

ヤコウガイの卵の授精作業（プロジェクト方式技術協力「トンガ水産増養殖研究開発計画」のフォローアップ）



野口記念医学研究所プロジェクトとしてウイルス学、栄養学、免疫学の3分野の協力を実施し、同研究所の技術基盤整備が行われました。

ガーナ政府はこれまでのわが国の協力を高く評価し、研究成果の保健医療・行政への反映ならびに一般国民への裨益を図るために、新たに第2期技術協力を要請し、1991年から1996年まで感染症と免疫学の研究強化と人材育成の強化などを目的とした技術協力を実施しました。

このプロジェクトでは、ワクチン、下痢症、エイズ、住血吸虫の4分野にわたり協力を行ってきましたが、各分野の残された課題に対処し、協力成果を取りまとめるため、1年間の協力延長を実施することとなりました。具体的には、麻疹ワクチンデータの解析・評価、持続的下痢症調査成績の解析、住血吸虫症のフィールド研究実施・解析、HIV 2の血清学的診断法ほか、エイズ研究成果の取りまとめなどです。

アフターケア協力

協力終了後一定年月を経て、機材の修理または交換、専門家の派遣を必要とするような場合、アフターケアのための協力を実施します。アフターケア協力は、機材本体の交換や多額のスペアパーツの供与を対象としていますが、修理やパーツの交換が少額でできる場合もあります。そこで、このような場合にきめ細かで迅速なフォローアップを行うため、在外事務所の判断で実施できる少額フォローアップの制度が1996年度から導入されました。

●ASEAN家禽病研究訓練計画（マレーシア）

無償資金協力により設立された ASEAN 家禽病研究訓練センターで、家禽病の研究水準の向上、ASEAN諸国の家禽衛生技術者の訓練を通じた家禽病研究、予防のための人材開発を目的としてプロジェクトが行われました。研修については、第三国研修の実施機関として活用され、現在も継続実施されています。プロジェクト終了後は、家禽病研究訓練センターの研究者は活発に研究活動を継続してきましたが、近年の家禽病研究技術は分子生物学などの進展が著しく、センターの技術、機材は、マレーシア独自の力ではその変化に十分対応できない状況になりました。このため、1996年から2年間、最新の研究技術の移転、SPF（特定病原体不在）鶏の飼育法の向上により、センターの研究水準のいっそうの向上を図るためのアフターケア協力を実施しています。

開発調査事業のフォローアップ、アフターケア

フォローアップ調査

開発調査事業をいっそう効果的、効率的に

実施するために、調査済みのプロジェクトのその後の進展状況について把握し、その結果を今後の開発調査の実施に反映することを目的とした調査です。1996年度のフォローアップ調査は、1974年8月以降に事前調査を開始し、1995年度末までに終了した開発調査案件(1375件)について、国別・地域別、調査終了年度別、調査種類別、対象分野別に整理し、調査終了後の案件の現状と調査結果の活用状況について調査、整理したうえで、問題点、改善点を提言として取りまとめました。

さらに、インドネシア、ネパール、フィリピン、タイ、インド、バングラデシュ、ケニア、タンザニア、ザンビアでは、現地フォローアップ調査も実施しました。

アフターケア調査

開発調査を終了したあとに、当該開発途上国で社会・経済条件や自然条件の急激な変化が起きたり、調査を実施してからの時間が経過するにつれて、プロジェクトの工事費積算を含む見直し調査が必要となる場合があります。これら諸条件の変化を踏まえ、調査成果の有効活用と計画の実現に役立てるため、調査結果の見直しあるいは補完的調査などを行います。

無償資金協力事業のフォローアップ

すでに供与した施設や機材の運営管理にあたって、さらに補完的な協力が必要な場合は、調査団を派遣し、必要な資機材の供与、専門家の派遣など追加的措置を行い、協力した案件の持続的な有効活用を図る体制をとっています。

カンボディアの「プノンベン市医療機材整

備計画」では、内戦終了後衛生状態がきわめて悪化して、急性・慢性の各種感染症が蔓延していました。こうした状況のなか、首都プノンベン市の医療サービス機関として主要な役割を果たす国立医療機関の機能を改善するため、わが国が1993年度に5億1700万円の無償資金協力を実施しました。

この無償資金協力実施後、本計画は順調に活動を行っていました。しかし、供与後約3年が経過し、機材の故障などから稼働率が低下してきたため、カンボディア政府が再活性専門家派遣などのフォローアップ協力の要請をしてきました。これに対し1996年8月に調査団を派遣し、現況を確認、必要なフォローアップ内容を確定したうえで、初期の目的が達成できるよう、調達機材の技術指導、保守管理指導などを実施するための再活性専門家を同12月から3カ月間派遣しました。

青年海外協力隊事業のフォローアップ

青年海外協力隊では、協力隊員の現地での活動経験を広く日本社会に還元し、国際協力に対する世論の醸成と国際理解の促進を行うことを重要な事業としています。そのために、帰国した協力隊員に対して、円滑な進路決定が可能になるよう、進路相談カウンセラーを中心とした支援を行っています。また、帰国隊員の集まりである協力隊OB会は国際交流イベントへの参加や、小・中・高等学校での開発教育のための講演などを行っています。JICAはこれらの活動に対して一部助成を行っています。さらに、このOB会には協力隊員の新規募集業務の協力を依頼しており、その組織力などは募集業務にとって不可

欠となっています。

災害援助等協力事業のフォローアップ

緊急援助に伴う被災国（地）での援助効果をJICAとして分析することは、今後の緊急援助を効果的に進めるうえで非常に重要です。このことから、1995年度からわが国の援助物資が被災地でどのように役立ったかなどの実情を調査する、緊急援助（物資供与）追跡調査を実施しています。

1996年12月に実施されたバブア・ニューギニアのマナム島火山災害に対するテント、プラスチックシート、タオルなどの物資供与（輸送費を含め総額約503万4000円）については、1997年2月にバブア・ニューギニア側の対応やわが国の協力に対する評価を確認するための追跡調査が行われました。

この結果、ポートモレスビーで引き渡しを行った供与機材については、被災地区に配送され有効に活用されたことや、わが国による迅速な援助の実施が高い評価を得ていることを確認しました。